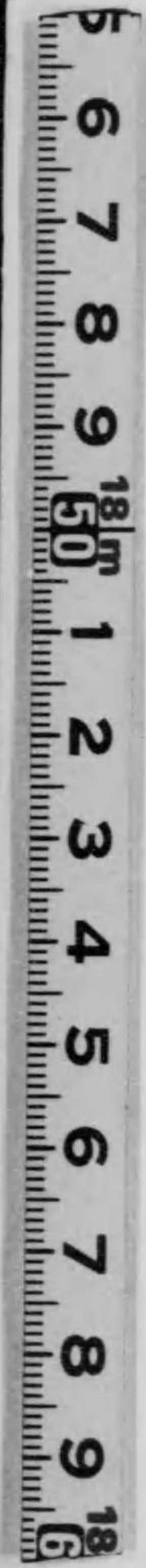


11  
21  
126

龜井茲矩傳

第十四卷



始



龜井茲矩傳 第十四卷

龜井伯翁討

日野五郎之房

文禄三年甲午十一月二十五日、日野五郎之房を

利す是より先、茲矩征韓の役、北に朝鮮國に在

り、省守を以て機と爲し、和城を牛房山に構へ、傍

近の神江山を破壊し、山林擲山の宝物糧食を

掠奪す、乃ち茲矩忿恚して城を陥落し、之を

是より去りて、赤坂の刑場を刎首せり

因幡誌に曰く、牛房山城、ココの城、瓦多、石多、

用材の尾積あり、其の間、逸る小山を擇て、バ

サ、下り構えあり、文禄元年、龜井武藏守、茲

矩、秀吉に隨ひ、朝鮮征伐の時、雲州尼ふの浪

士、日野五郎之房といふ者、和を当城を搦へ、龜



井の留守を犯し、近辺の神社仏閣を破り、少林  
獅山の宝物積資を乱妨せり。其の明二年、亀井  
飯朝して、忽志、淡からず、塩浜大塔寺と大將と  
して、牛房山の城を攻め落し、此の房を生捕  
て、赤坂の振分といふ所、洞谷石の麓に在り、其  
の頃の刑場ありしに於て是を誅戮すと、松野雲  
龍の記録、白妙集といふ書に見えたり。

圖書又曰く、日野五郎之房墓、幸盛寺、麻野本堂  
の後、萬人塚あり、其の所を杉原土圃といふ、  
北の角三圃余の朽下り五輪と号す、高さ四尺  
二寸、石に高峯寺住持居士、文禄三年十一月二  
十五日と彫刻す、文字半の漫滅して明に見え

なし、是れ尼子右左衛門督晴久麾下の勇士あり、  
尼子家没落の後、当國に流浪し、日を送るけり、  
が、文禄元年、郡主亀井氏朝鮮へ突向の時、之房  
末用村牛房山に私城を設け、亀井の留守を侵  
し、寺社を破り、宝物を乱妨せしむ、其の明二  
年、亀井飯朝城の後、塩浜氏大塔寺氏等を討手  
として、牛房山を攻む、之房防戦すといひ、とれ  
叶えず、終に擒あり、赤坂の振分といふ處に  
て、首を刎収られり、其の死骸を葬りしに  
り、  
後、大平記に曰く、秋、先庵之弟、日野五郎と、能見  
郡、討ち向ひ、七百餘騎をて控へ、つと、或説

又庵之物といふは、日野五郎が假衣うて別人  
 のあらが、山中鹿今因候うて、十勇の物名を立  
 たり其一人あり、是を尾子十分と稱す、十分  
 とは、山中鹿物寺本生死之物、社名庵之物、石通  
 理之分、今川館之分、藪中判之物、横道兵庫之物  
 小倉元之分、植田早苗之物、深田泥土之物、是ふ  
 り晴久の時、必萬騎の中より、千騎を撰み、千騎  
 の中より、百騎を撰み、百騎の中より、十勇十騎  
 を撰みしと、かゝり抜群の勇士なれども、尾子  
 の泉運つたなく、此の地を戦せられけりこと、  
 惜哉  
 尾子左内右久泉老衆手廻分限張の内

日野五郎墓



五輪惣高サ四尺許



日蓮五郎墓

日蓮五郎墓

侍大將  
備後内  
一万石

秋宅 菴之助



坊竟嶮、被為仰付、文祿三年、勸請仕延竟嶮  
三代之間、神事遷宮之儀、坊執行候、初先祖道  
仙、其子栗町新兵衛、後利暨仕道意、中者、御産  
敷、御出入申上、依之、其倅亀之物、幼少之侍分、  
大守探御傍近、被為召寄、御罷、候者、中傳候、  
此亀之物、延、幼少竟嶮、隨成人致、新兵衛、  
成り、神教主神職、然共新兵衛者、大坂此、  
年、等、役、相、勸、候、故、仕、代、召、置、為、相、搦、中、候、竟、嶮、上、  
り、三代迄、遷宮等、被、申、候、其、後、新兵衛、利、暨、仕、  
道、傳、と、申、候、其、子、栗、町、左、京、之、進、其、子、因、左、近、但、  
左、近、代、去、了、子、年、の、元、祿、九、子、増、神、威、御、是、大、明、  
神、之、勅、書、中、津、唯、今、和、至、り、六、代、無、恙、神、職、相、

勤去歲以來、神樂弄神樂堂、再建仕、益御繁昌、  
御仕、是、編、の、大、守、探、御、積、徳、之、余、慶、難、有、奉、在、候、  
以上、

元祿十五年壬子六月二十一日

栗町左京之進 印

河田新兵衛殿

尋考栗町家之事、三代為政の時、大坂、元、没、の、  
栗町新左衛門と云者あり、これ、同家、の、寛、永、  
十二年、多胡勘解由、姓、六、名、あり、多胡、主、水、湯、生、  
元、謫、訶、の、件、に、對、し、主、水、堂、元、辨、駁、書、中、に、見、出、  
り、こ、こ、左、の、如、し、  
一、為、御、用、木、數、千、人、之、百、間、を、入、大、分、之、金、銀、入、

申候大本山本出し罷申候之、先私用二百  
姓共至奇世候て、取寄遣ひ候由書上申候、大  
力用木として、銀子大分入敷千人の手向入  
申候本を遣ひ申下し事無御座候間、曾て今  
真無御座候堂前寺代々、大坂北濱大塚屋と  
申所人、山を交材木を出し申候、先大及、  
罷上り候節、大及之藏元衆町新右衛門と申  
者、處々大塚屋見廻り候て申候、石  
州の吉野の柳木と申所、杉の三箇の丸物  
二束とし置申候、彼の二本木出し申候とて、  
石州、人を下し申事、罷成候間、御用し  
候付に御遣ひ可被成と申候て、先申候此

段ハ大力藏元衆町新右衛門と申者、測度存  
候、若し具木などの事を申候、或、大力用木  
ては無之、用木など出し置候木と遣ひ候へ  
ば、大力普請奉行、御用外兵衛と申者、年々  
請文書て、大力、上置申候間、御用外兵衛、  
知候間、先大力、殿材木取り、不申候様子、  
御用外兵衛、

寛

一 今般御具官勸請之末、歴依御尋有増書付  
高覧條々、

一 三十七年以前、寛文六丙午年、大坂淀御奉行  
当社之儀御尋、付神主社僧兩家より、書付



長上候期、只今書付、以申上候事、

一 神主栗町左京之進長俊書付候者、当社ハ鏡  
倉権五郎半景政社也、二百八十三年以前、至  
德元甲子年、当社之祠、官栗町折兵衛長基法  
名道仙曾而志兵衛<sup>村</sup>通盛之間、遊鏡倉景政之  
社、詣熟行抽丹誠神夢託曰、吾津昔雖是威  
名東國、未施化現於西土、如今幸汝致我起人、  
歸于古里心、築葺祠須奈奉我為其鎮守番、  
群類宜充頼云々、因茲撰列西成郡津村西邊  
辺新敷町等社、其後文錄三年、同村東方有室  
城寺地、竟頓禪都草創之所也、西邊邊御兵衛  
移室城寺北隣之地、宿殿造宿畢、其後宿殿及

度々遊修造之功、当地創建以來、当社遷定之  
儀或、開山竟頓ニ心頓宗、古往春良迄三代新  
坊執行候也、恰如別者、于今不分於寺社之境  
内、至其特不完□□ハ、後日為諍論之基、本社  
僧社家互相ニ令合群、極際限者也、

一 右之通社僧社家兩列ニ而、御奉行、長出候  
家ニ而御座候、此文書之内、拙僧承傳候覺系  
御云儀、長出候細注申上候

一 神主方ニ、当社草創ハ、二百八十三年以前、至  
德元年之書上、被申候、其砌地奉行衆被申  
候ハ、栗町道仙、道意道傳、唯今長俊心代、而  
二百八十三年ハ、四人共長命以者歟、年来者

人世不相德之由被仰出候年去其方存等次  
茅書上候標被仰出候事

一西邊込新敷町者社旧地□□候旧地之正跡  
無之候文禄三年新坊北隣、宿遷仕候子細  
証據有而無御座候御事

一文禄三年同村東方新坊之北隣、移御座  
并宿殿逐修造之功当地創建以來当社之遷  
宿儀式新坊三代共執行之儀神主上、御奉  
行所、書上候得者神事系礼等延居短云克  
順、被仰付候儀迄無之候御事

一寛文六年迄、寺内社内之石分境内、漸三十  
七年以前寛文六年上、□□定寺社各別、

相成候然者只今、御座宿所替有之候  
節、新坊寺内一所、所替被仰付候等御座  
候、口内、石高証據、御座候事、右者社家、  
書上候細注文、所傳候事共申上候標、  
書付候得共、只今神主と抄儒石和乙、書付  
候標、可被思召儀、可有御座候得共、全友  
標、乙無之候、只今之神主成程入魂仕候更  
、石和乙、社家と口申上候、乙無御座候  
唯前、相違有之候と申上候迄、御座候御  
事

一新坊春良書付、辰上候旨、七十三、三年已前、  
文禄三、甲午年、寺創建、用山克順僧都也

有西濱也。御具寔移寺北隣之地。寔殿造業  
畢其後寔殿及度々遂修造之功。当地創建以  
來。当社遷寔之儀。或開山堯順。二代順宗。皆住  
春良多也。三代新坊執行之。恰如別者。故。今  
不分於寺社之境内。至此時。不寔傍。後日為  
諍論之基。社僧社家直相令合躰。極添浪者也。  
細註有西濱也。處々御具寔移寺北隣之  
地也。是。神主。書上候。手面清候。書  
付候。只今申上候。採。委細書頭候。出。及  
諍論候。寔。必。定候。故。気毒。存候。説。相聞  
候。前之書上候。通新坊境内。八。為。矩云。御屋  
敷之西の端。候。得者。御具寔勸請之地。新

坊之屋敷、相完候。勿論西浜辺旧地ハ、申  
所相見不申儀。御具寔勸請之最初ハ、文禄  
三年、相完候御事。

御具寔西浜辺、有之候由、社家より書出候  
儀ハ、少レ子用有之事、御坐候  
景政之具勸請之時、少レの社ハ無之、刹社造  
候大工迄、不自由之特節、幸西浜辺河共知也  
ガ、小社有之候。取寄、則景政古社奉祭納  
候其由縁不辨、愚昧之古老ハ、津村五郎ト申  
者之社トテ、景政之社トテハ、無之由、妄説ト  
傳、文禄三年、景政之寔之屋敷云被成勸請  
候事、曾テ不存右之妄説、其誤未今又聞々迄

論下ノ説ト申者無之、箇様之儀取、不足候  
神主方、ハ、只年數久敷、左ノ箇様、書付度  
候故事、紛救書上被申候様、被存

一 武藏舟楫御座敷ハ、只今之社境内之東側、又  
テ御座候、于今町名ト亀井所ト申候、文禄年  
中大没御在任之御上、六十五年以前迄、御  
書院有之候、其御書院、手水鉢社、御寄附  
之節、大石故多人、教打寄難、勤、付、毎日大勢  
免角申候、且御内室様被用、且、其夜稿、御書  
人、子、乙、社、牛、御移被成候、由申傳候、其手水  
鉢、于今新坊、庭、御座候御事、  
一 御云儀、書上候時、辰矩云御建之之事、不

書載候子細ハ、宝城寺儀、四十年餘、御家、出  
入、不申上候、然、所、有、所、御奉行所、書付、辰  
出候、年、季、ハ、与、年、迄、三十七年、又、相成候、御家  
、出入、不申上、時節、御家之儀、委細書出候事  
、遠慮、奉存、書付、出、不申、唯一分、祠之候、様、又  
認候、般、春、良、常、之、歎、申候、御事、

一 辰矩云、武勇御好候、故、竟、唄、之、相、刈、被、遣、景  
政之、灵、被、感、歎、請、則、竟、唄、又、神、職、祭、礼、等、被、仰  
付、候、由、竟、唄、直、弟、春、良、申、候、且、又、神、主、方、上、  
書、上、候、由、之、以、当地、創建、来、度、之、遷、寢、之、儀、亦  
新、坊、執、行、申、上、候、儀、被、申、上、候、ハ、外、之、神、職  
ト申者、無之候、相、完、候、御、事、

一總て御具定之事跡、追て人之存知候儀故却  
て其證文旧記等無御坐候拙僧跡匠春良ハ、  
九十歳余より十八年以前迄、致存命候得者、  
社之儀拙僧より傳候分申聞置候、勸請之願  
主武藏守掾之紛無之儀申置候、宝城寺新坊  
由緒之儀ハ、先達て書上候ハ、此度恐煩重  
不申上候御事。

右之通ハ、当地御奉行所、書上候書面并拙僧  
傳承候趣申上候少レ迂論成儀不申上候以上。  
元禄十五壬午年六月六日

宝城寺融照

右之通、先年融照住職之御家、長上候下書

之旨、此度御尋、何又々書付居上候以上

元文三戊午年十月 宝城寺現住

真鍮

御具定宝城寺新坊内諸書

御具定宝城寺新坊内山光唄ハ、生因因幡不知  
河邑ハ、天文二十三年甲寅年誕生、因刈於善正  
院雜叟、成字密乘、龜井武藏守長矩公逢、尊重、  
故光唄隨逐於長矩公、無所不至也、大坊宝城寺  
屋敷ハ、長矩公文禄年中大坂御在住之時、分大  
坂御代、實去田豊後守殿、長矩公ハ御挨拶好被  
成御登候、御白公之御屋敷近所、宝城  
寺屋敷御乞清、光唄ハ、岸河被成、光唄ハ御屋敷

之傍又被取置候。其後大坂御陣以後、松平下總  
寺殿御支所之罷成、大坂町中屋敷皆之石殘  
御取上被成、何之御云候、上之地之相成申候  
處、類云御屋敷之同年、上之地之成申候御具  
宮、室城寺屋敷ハ、其刻、類云、直之下、念、寺殿、  
御新被成下、御具宮室城寺屋敷ハ、前之通御免  
許被成故、于今相續居仕候、類云御屋敷ハ、  
御自分之御買請被成、又如元御屋敷御普請被  
成候、其分、其御屋敷之跡ハ、龜井所之申候、則  
室城寺屋敷之前、御屋敷、南山、堯、御家之  
御祈師、御屋敷候  
右之御書、元、先年、融照、任職之跡、御家、居上候

下書、字、御屋敷候、此度御尋、又々書付、夏  
上候

一、南山、沃、克、類、拙、傍、迄、御家、御心、御武、運、長、久、  
之、御祈、禱、無、忌、慢、執、行、仕、候、以上、

元文三戊午年十月 御具宮室城寺現任

真鑑印

攝津國石川郡津村御具大明神社記  
本社五座

本座内座同殿一座  
天照皇大神 一殿  
八幡大神 一殿

津布良彦神 一燈

津布良媛神 一燈

桐殿 原正 云神 一燈

傳曰神祠踰津布良彦者蓋取于菟布良瓶也一  
作圓圓處在津村今為堰坂城下之街衢也津村  
亦菟布良之轉語而所謂津村之方域則昔時菟  
布羅神祠之境內也其菟布羅彦倉正史所謂大菟  
布羅媛神今鎮於干未祠矣

正史曰神皇八年幸筑紫之時自山鹿岬廻  
之入崗津到水門御船不得進則向熊野曰快舟  
汝能解有有明心以吾來何船不進熊野答之曰  
御船所以不得進者非臣罪是浦口有男女二神

男神曰大倉主女神曰菟夫羅媛必是神之心歎  
天皇則祈禱之以扶抄者倭國菟田人伊賀彦為  
祝令祭則船得進皇命別船自洞海入之潮涸不  
得進時熊野更還之自洞奉迎皇命則見御船不  
進惶懼之忽作魚沼島池悉裝魚鳥皇命看是魚  
鳥之遊而恣心稍解及滿潮即泊于崗津云云而  
後皇命欲令集船船陳兵甲之時亦祈禱此神帆  
船適波不才攪拌而到新羅國討之凱歌之後尊  
其神德祭諸筑紫崗地其後皇命到攝津國更令  
祭下照大神上菟布羅彦夫羅媛矣蓋上古八  
十島祭時所願之其一也或說曰堀江末有澤園  
廻一島步許名八十島頭延喜式曰八十島祭御

巫生島巫、禰史一人、御琴彈一人、神部二人、乃內侍一人、內藏<sup>唐</sup>一人、舍人二人、赴難波湖祭之、又境內有小祠、在末号乾入幡宮、以在皇宮之乾、侍人有此、稱又曰仁德天皇十一年冬十月、城宮北之郊、引南水以入西海、因以号其水曰堀江、粟町氏人歷代神神主、職名糞祭之事也、爾所謂津村者、西成郡中之一、卿名也、而祖先領此、邊故鄉氏、殊崇、不必稱、粟町之号、而稱之津村、庶津村之号、散見于家記者、亦不詳矣、至德元甲子、有長基有到祠之鎌倉、乃請景政之、去祠自祈之、鄉歸之日、創建是祠、以奈岳、今古同、而西成郡津村西邊、是其旧地也、至文祿三甲午、神主長次、以乾入幡宮

及景政祠、遷置于本祠之傍、配祀左右、自是以來、有御是之号、當時別處、佛刹於祠傍、安置某師佛、号宝城寺新坊、乃克順者、其開基也、然長次亦好兵武、而疎行事、此故神祇修造、遷宮祭典之事、一任新坊克順及順宗、春良而祭祀之事、如別當之職、故特人稱社僧、又聞往昔神祇台榭及神庫中、所在之度符、禰播伸貴、今寄所、文書旧記、推錄神物等、悉皆羅度、長次為、其後境內、僅存美寬文六年丙午、長次嗣子神主長俊、與新坊春良、相謀、以同、復村得云、載以、是社地、寺院之境、及社務、寺務、不相混之格、永為後代之式、自是以來、神主固不預、寺務、僧侶亦不混、社務、故本社



遷宮及神道滿行事等神主一家執之某師壹之  
境由滿行事等新坊務之其後長俊就于其郡神  
祇管領長上家謹請景政之長男乃被授源正長  
神也蓋其江神体之我固系存神主一家之口傳  
後世尚有切嗣則恐謬正傳是故長金謹記神体  
口傳及一社之格式神主寺院處分之長等以貽  
子孫仍云爾

宝曆三年九月十七日

神主紀伊守足五位下藤原朝全長金

謹書

御長卷神主栗所足五位書上

一当社地之儀往昔一圓菟布良之里と相唱

候了初先祖津村新兵衛右菟布良之御社  
之支配相支持永々居任仕候事

但栗所新兵衛右津村里之御士より有

之候向御氏共津村殿と相唱候由と御座

候其後至徳元年甲子歲神主又相成候二

付栗所と申姓之同唱申候則先祖栗所長

基神主之初代と御座候

一御景標、旧末御館入仕候儀、右菟布良郷

之御隣境より又、右之郷中より候其

比御産鋪地確然と被為在候儀、則只今又

到了其地之菟井所と相唱候事と候先祖栗

所新在栗内長次儀、性實到了武術相傳也

候者有之、武藏守探之被為置候也、別之武  
勇之御取之被為遊候、付、旁以段之奉慶御  
懇命、度之御前、之被及出、格段御負、最、御  
屋鋪御奉守等之儀也、被仰付相勤、所用之  
所、御委任被為成下候、付之、格別精勤  
仕候段申傳度候儀、御坐候、

一文禄年中、景政之云御勸請之儀、右長次先  
祖神主長基兵衛之相心得、諸國遍歷修行中、  
鎌倉より景政之神託蒙り候事共、連御聽、尚  
自心得之所之也、段之於御前奉申上候處  
被為叶御意、早々勸請之儀被為在思召候段  
前々より申傳度候儀、御建候、

一宝城寺開山克順と申候儀、因刈原野之出  
生之人より御坐候由、元傳學人より高野山  
理性院と申方より任職被成、武藏守探之被為  
就候也、是又年未之御知已、被為在大及  
御在任之節御機嫌御窺等より、亀井所御屋  
敷、之段之被罷出、常時長次等到之入魂之  
文より、度々武藏守探御前、之被召出  
奉奉家御懇命御親敷御物語等奉承候段  
前々より申傳度候儀、御建候、

一景政神主御勸請之儀、私先祖長次於御前  
被仰付候處、克順、順、素片、御懇命之家候故、  
共、力之可保旨、御内意御建候儀之克順、

及相許御法建之法候由代々申傳候事  
一景政之異勸請之領主全武藏守之紛無之般  
元錄十五壬午年六月神主左近長治上  
申上候社僧新坊宝城寺融照上申上  
候事

一其後新坊年久敷御屋鋪採、御出入申絶仕  
候儀ハ其頃之位職甚不都合之儀等御咄候  
乙御叱り至七奉蒙候由承、込申候  
但此時代迄ハ此境内寺社之領界寛文六  
年迄傍示之是七曾乙無之候所何分僧侶  
不似合致慢之儀般之御申募候乙付月  
以後年々到、争論等無之候則其頃上

社地寺領於内輪熟語之上傍示等相定候  
事又御咄候

一當時亀井所と申候地所ハ前書之通御屋鋪  
之御地由りて御咄候慶大坂御陣之後幕村  
上、大及所申屋敷皆々御取上被成迄乙其  
節云儀、上、地、相成候節忍多乙辰辰云  
採片、石平下惣守採乙御折被成下御是  
社地之儀ハ前之通御免許と相成候ハ全辰  
矩云採之御廢と感戴仕御家御武運長久之  
御祈念ハ無怠授奉執行年々御札守等相納  
度候儀、御咄候  
一平野町亀井所之東濱之町名と善友寺内と

相唱来候ハ、下忍業丹院様と奉申上候御方  
採之御付人、一、倉田喜左平内様之御座  
鋪地之跡と申事、御座候。是又右御時代、  
候哉。一、同御取上、身揚、地と相成候様、  
旧東圃傳后候儀、不地候。

一、前書、上奉申上候通、往古ハ、高辻之辺迄、  
菟布良之里、御坐候。慶時勢、移、換、  
候。只今、ウ、ウ之町、名、相成候。全、  
フル、横訛、漸々、狭、当地、僅、之、社  
地、成申候。段、世々、之、親、共、常、相、款、居、候  
事、共、御、座、候。

一、此、古、上、下、平野、所、近、大、等、有、之、候、節、ハ、御、座、鋪

採、御、座、御、立、退、相、成、候。御、側、  
々、御、供、仕、御、遣、使、之、式、有、之。先、年、御、座、御、親、焼  
之、節、御、役、御、遣、差、迄、御、内、水、々、御、鎮、座、  
御、座、在、御、六、月、十、七、日、例、年、御、奉、礼、渡、御、之、節  
武者之供奉御座候等之儀ハ、全武藏守様朝  
拜御渡海御遊御祈願御勤功御為、在御執陣  
之上、武藏守御寄附相成候由、右者御家様之  
由緒、入、御、座、候、趣、御、座、武、藏、長、柄、鎧、御、付、  
御、陣、幕、御、座、出、被、下、候、事、古、例、御、座、候。

但、此、古、ハ、御、人、足、等、迄、御、印、付、之、旨、及、法、皮  
等、扇、用、了、御、座、出、供、奉、之、相、成、候、處、何  
之、頃、片、々、御、相、止、人、足、之、儀、ハ、氏、地、之、者、上

ノ罷出候様ニ相成座申候

右ハ先代ノ申傳ニ御座候不願失致有辨之  
儘無腹藏奉申上候以上

慶長四年戊辰四月書上候字

御長壽神主兼所託五位

御長壽兼来由以上竟

一当社之儀旧号ハ津夫羅神社ニ相稱一候也  
私先祖齋藤長基ニ其里之郷士ニ候處郷民  
共稱一ハ津村殿ニ相喝一候故又本姓ハ津  
村ニ改而至徳元年ナリ奉職仕候是神主之  
最初ニ御座候

但レ津村改テ後世兼所ト申候

一亀井武藏守様大没御在位之節八代之孫長  
次儀性質到レ武術之相嗜ナ候者故蒙御恩  
命御館入仕候由則御邸跡之今亀井所ト申  
津村之添續ト申候

一宝城寺用祖亮嶋ト申候僧ハ因刈磨野之産

ニ一ト具貝高野山理性院ニ住持仕テ左候  
由是又武藏守様御知音之處大坂御在位之  
初御邸ノ皮々御機嫌窺等罷出候ニ付是但  
長次ト入魂ニ相成ノ御前ニ一因波及

出御視救御物語等拜承仕候由ハ左候

一文禄年中武藏守様景政之長御勸請ニ付而  
長次ニ補依レ竟嶋ト共ニ去難ノ候由依之

宝城寺之創立仕候、元亨頃、宗春良遠三代、  
神事等之程、社僧と稱、申候、處社人、僧侶  
不同、又其頃之任職、甚放埒之儀、等有之、即  
卯、此出入申候仕候、由安、寛文八年、十世  
之孫、長俊之代、後年、又申候、乙、七年、海等、無  
之、探、熟、活、之、上、社、寺、之、境、界、之、定、也、今、年、迄、百  
八十五年之向、一社、管、轄、仕、來、候、則、宝、城、寺、境  
内、此、地、古、社、地、也、給、以、無、事、度、候、  
右之類、同記等、紙前之火災、燒失仕候、故、古  
危傳説也、以、奉、申、上、候、柄、地、下、所、等、御、比、南、彼  
下候、乙、七、年、詳、同、分、申、候、向、此、段、御、折、奉、申  
上候、以上

附社地之篇相係申候

明治四歲末三月 津村御去集沖主

宗所派五位

大坂附御聽

己酉、白、工、四、人、文、政、十、一、年、理、性、院、没、僧、功、德  
院、大、坂、市、藏、屋、敷、一、畧、出、御、留、守、度、大、后、勇、七、郎  
、出

理性院元祖了順探と申、申、方、者、武、州、云、御、叔  
又、探、御、向、柄、之、由、大、坂、御、去、社、者、武、州、云、御、屋  
敷、之、由、右、左、之、申、方、探、ハ、至、而、武、勇、ハ、付、煎、而  
鎌倉権五郎景正之御移、御、為、在、度、者、乙  
右、了、順、探、ハ、為、御、勸、請、御、去、寺、内、宝、城、寺、ハ、被

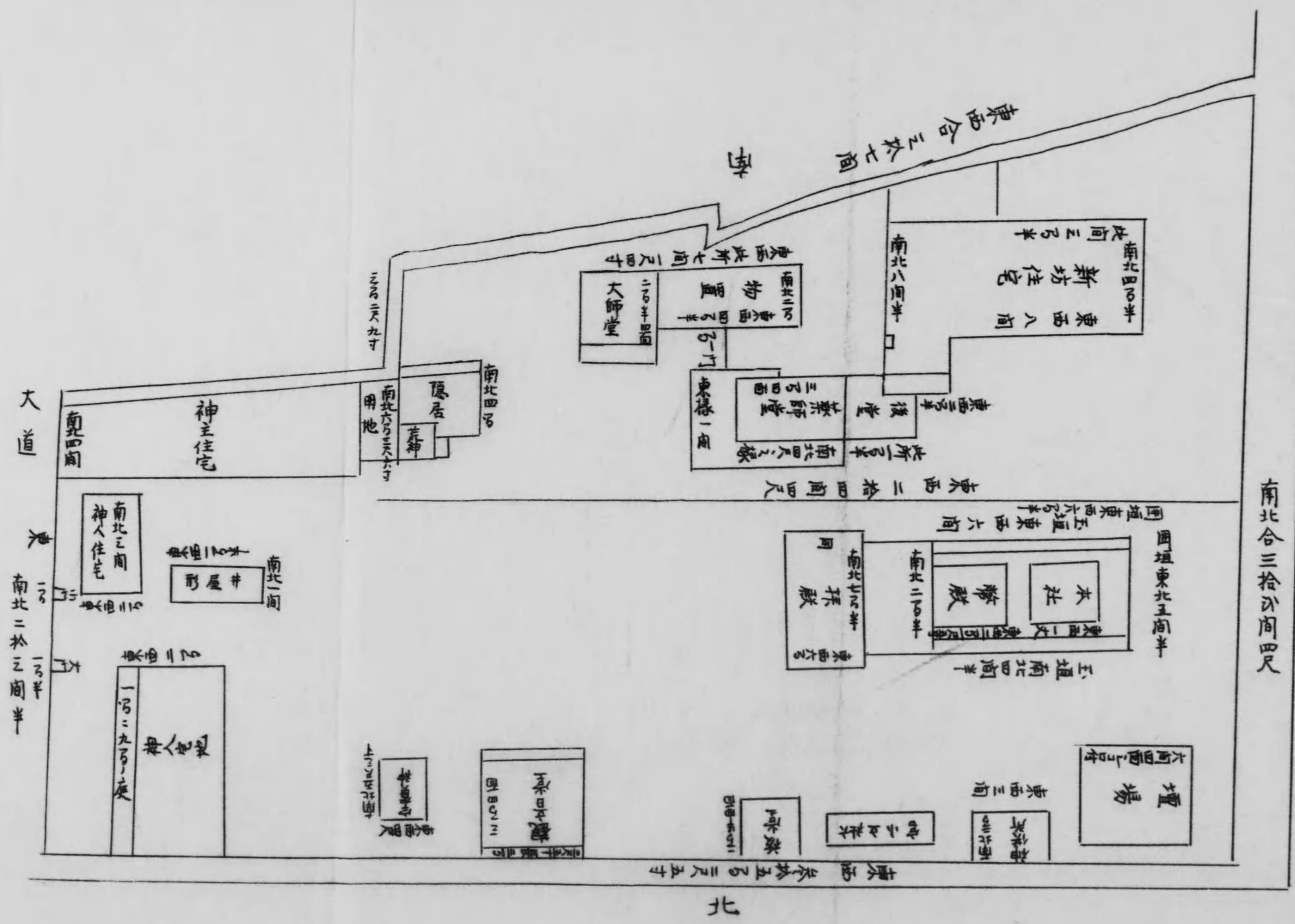


御靈大明神總境内絵図

元禄十一戊寅七月廿一日

田

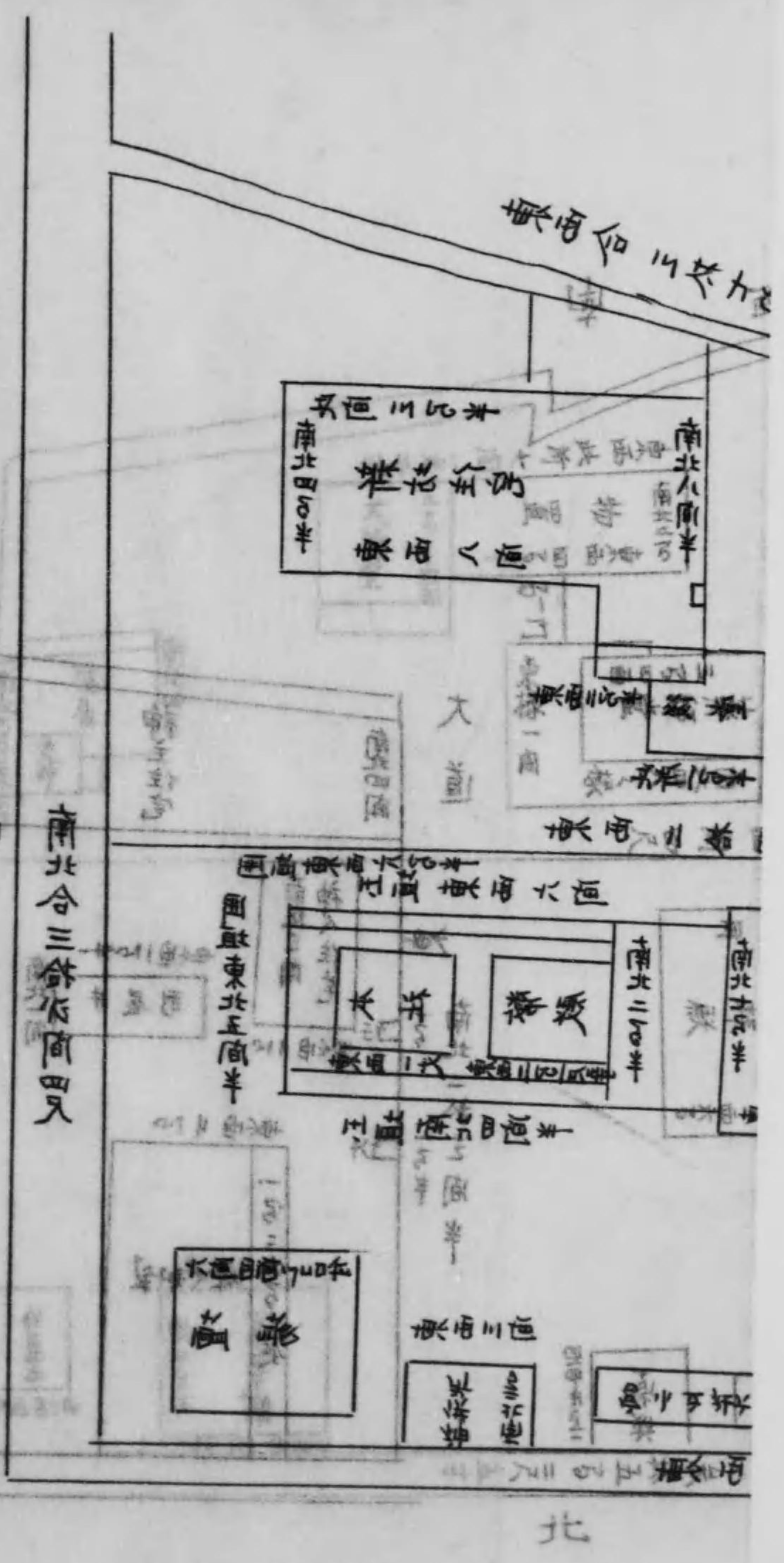
南北合三拾二間四尺





鹿野大郎軒繪敷内鑑圖

永曆十一年寅十月廿一日

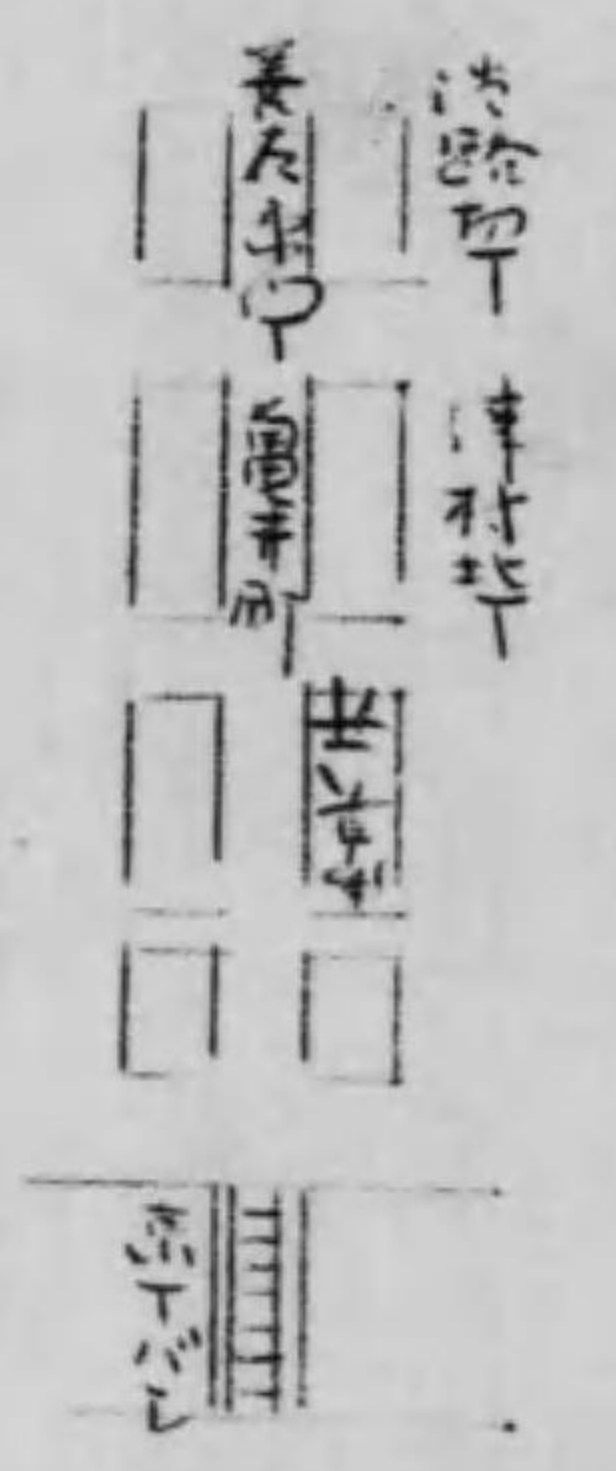


記

一 此度解藩、付大及御蔵屋敷御引掛之節、尤  
 一 四、口同法御付御幕 一張 =  
 一 長柄鏡 拾筋  
 一 鞆子 拾張  
 右年々御祭礼之節、貸渡候處、此度御寄付了し  
 乙 衆所、引渡候事  
 外、金拾五圓  
 右四、口同法御付御提灯、赤、青、是燈、并し御  
 寄付、永安候者持寄衆所、直波候事  
 〇 梅、す、に、大、及、東、已、決、路、所、五、丁、目、二、領、余、也

らる、所の、御社神皇神社は、昔浪速田<sup>ノ</sup>の御  
 中<sup>ニ</sup>あり、大澤菟布良仁に祀<sup>リ</sup>る處の神祠な  
 り、此<sup>ノ</sup>所、則ち尾<sup>ノ</sup>矩<sup>ノ</sup>の卯<sup>ニ</sup>を設<sup>ケ</sup>し處<sup>ニ</sup>あり、此  
 の祠<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>の神社<sup>ノ</sup>あり、云<sup>ハ</sup>、今は市街<sup>ノ</sup>の尾  
 上<sup>ノ</sup>神<sup>ニ</sup>となり、東西北<sup>ニ</sup>尾<sup>ニ</sup>を傍<sup>リ</sup>、町敷<sup>百十三</sup>町、  
 戸敷<sup>一畝</sup>四<sup>千</sup>余<sup>ノ</sup>の崇敬者あり、二代皇<sup>前</sup>身<sup>政</sup>  
 矩<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>、大坂城<sup>代</sup>松<sup>平</sup>下<sup>総</sup>守<sup>ヲ</sup>請<sup>ヒ</sup>て、卯<sup>内</sup>  
 の地<sup>千</sup>百<sup>廿</sup>坪<sup>ニ</sup>令<sup>テ</sup>裂<sup>シ</sup>て、寄<sup>付</sup>し、<sup>今</sup>現<sup>境</sup>  
 内<sup>ハ</sup>、八百<sup>二十</sup>九<sup>坪</sup>五<sup>合</sup>六<sup>勺</sup>と云<sup>ハ</sup>、其<sup>ノ</sup>祭<sup>神</sup>  
 天<sup>照</sup>大<sup>御</sup>神<sup>荒</sup>御<sup>魂</sup>八<sup>幡</sup>大<sup>神</sup>大<sup>倉</sup>主<sup>神</sup>菟<sup>布</sup>  
 良<sup>比</sup>賣<sup>神</sup>と<sup>シ</sup>て、相<sup>敷</sup>と<sup>坐</sup>す神<sup>を</sup>源<sup>正</sup>神<sup>と</sup>  
 云<sup>ハ</sup>、此<sup>ノ</sup>内<sup>八</sup>幡<sup>大</sup>神<sup>七</sup>文<sup>録</sup>三<sup>年</sup>甲<sup>午</sup>下<sup>尾</sup>矩<sup>本</sup>

祠<sup>ニ</sup>令<sup>テ</sup>祀<sup>シ</sup>、朝鮮<sup>ノ</sup>没<sup>獲</sup>處<sup>ノ</sup>武<sup>居</sup>之<sup>献</sup>納<sup>シ</sup>  
 て、厚<sup>ク</sup>崇<sup>敬</sup>の意<sup>を</sup>つくし、<sup>今</sup>又<sup>相</sup>敷<sup>源</sup>正<sup>神</sup>  
 神<sup>を</sup>鎮<sup>倉</sup>權<sup>五</sup>郎<sup>平</sup>景<sup>政</sup>の神<sup>と</sup>し、<sup>同</sup>年<sup>尾</sup>  
 矩<sup>神</sup>職<sup>と</sup>共<sup>ニ</sup>、相<sup>敷</sup>の<sup>下</sup>登<sup>ノ</sup>祀<sup>ノ</sup>所<sup>と</sup>云<sup>ハ</sup>、後  
 才<sup>寛</sup>文<sup>年</sup>中<sup>神</sup>祇<sup>籠</sup>領<sup>主</sup>田<sup>家</sup>に<sup>請</sup>ひて、源<sup>正</sup>神<sup>と</sup>  
 神<sup>と</sup>謚<sup>す</sup>、茲<sup>尾</sup>矩<sup>景</sup>政<sup>ノ</sup>其<sup>を</sup>鎮<sup>祭</sup>せし、<sup>今</sup>其<sup>ノ</sup>  
 の<sup>縁</sup>由<sup>を</sup>詳<sup>シ</sup>せず



水主物在赤  
を拓きて夏  
泊漁場之  
用く

茲に証韓の役使役せし、水主物在赤内を筑前國  
海原ヶ浦より招きて、元多郡日置下郷朝津村夏  
泊又漁場を開く、後ち漁家三十余の部番とす  
て頗る海利を收む、むすとす

因幡誌又曰く、夏泊、朝津より十八町良の方、長  
尾鼻の谷邊より、漁村なり、朝津の支村とす  
此の村ハ初め、龜井武藏守の特筑前國より  
漁夫一人来住して、具より、相續の獵場とな  
れり、此の漁村なるも、今ハ民家三十余軒、余軒  
り、其の監觸を尋めり、文禄の初め、勘吉朝  
鮮征伐ハ特者用、即主と皆出陣ありしが、龜  
井版九州路より、海路赤内の、此が軍船兼走

りの功者を尋ね来りたまひけり、筑前國末  
滑海原ヶ浦と云ふ所より、名譽の徳丈と清も  
れけり、名を物在赤内と云ひけり、畏りて申  
しけり、ハ海上往来御掛引の事ハ、一切御任  
せよ、ハ於ては、赤心無く候ひけり、茲に、此  
此船の、下郎より、船中の裁判より於て、若し  
赤人數の違背し候は、存分の働り成り、かた  
しと、新証し、けり、龜井版道理、開し、及  
よ、さよらば、とて、即壁より、恨長五鎗などを賜  
たり、者か、士官の格式を免さ、赤中掛引の事  
よ、於て、ハ、物在赤内、異見たり、ハ、昔軍中、觸  
れ、たまひ、ハ、其より、物在赤内、赤の、艦

光二之太水主把工を喚し、遣り來りたの海路  
恙なく勤<sup>ら</sup>げけり、龜井殿其の始終の働きを  
見ゆけり、おひくしき奴<sup>ら</sup>とて、執津  
の供して領内、考ふべしとありしか、物左  
内、有難くさよは旧電の世帯を片付け  
御座り、罷越し候はんと、申請を申しけり、  
さて其の後夫婦共連れ、当地、浪野の域  
に逗留し、懇意を蒙りけり、が、追て、其の最を  
し申付らるべし、なまじも、夫を名義の徳孫と  
り、妻は泉郎の各人、なまじも、夫は海  
辺の住居、なまじも、妻は近年、龜井殿名づけ  
まひし、夏泊、なまじも、究竟の地、なまじも、此の所を

切り開かせ、竹木運送、なまじも、領内の課設  
なまじも、殿初の産造りして、なまじも、住つけけり、其後  
武蔵守殿卒去せられ、子息、墨前守の代と成て、  
備中、取換なまじも、しが、物左、内、て此の所、なまじも、止  
りけり、其の頃、なまじも、徳家、五六軒ありしと、  
や、時、なまじも、世、なまじも、て、來、住、り、者、多、く、今、一、群、の  
漁村、と、な、ま、じ、も、斯、く、由、滿、を、以、て、物、左、内、は、代  
代、振、地、を、免、さ、れ、今、の、物、左、内、な、ま、じ、も、な、ま、じ、も、  
代、相、續、せ、り、と、彼、の、武、蔵、守、殿、も、下、さ、れ、た、り  
刀、根、長、は、中、頃、別、家、の、者、に、讓、り、け、り、と、な、ま、じ、も、今、の  
鏡、一、本、を、持、傳、へ、り、是、れ、此、の、村、の、開、祖、な、り  
此、の、所、に、東、は、舟、磯、姫、路、石、の、朝、津、草、等、な、り、其

の向洞去りよと港二十余町あり然るに七海  
渡の孤村なり故にや徳に人の凡俗剛毅朴  
訥にして一向別世界の如し

同州道中記に曰く夏泊といふ所は助右内  
といふ者元東九州之者なり朝鮮市津之節御  
船頭より鹿屋より九脚供仕出帰津之節被召連  
鹿野、看之上夏泊、津地被下今又狼師立珍  
軒ほどのかいらうて自由を取扱候と、左深  
地の次芽衣之通記置文化八年三月  
尾善喜勝の記  
島取より助右内津地之儀兩度御尋有之其  
節差出候書付控之写左又

下忍申上候意

夏泊之儀在村より分ち高野に有之候ハ、申  
上候様被仰付奉畏候元末爾來津之枝村より分  
ち高と申事ハ無御座元家よりと、本村御易  
帳付之烟うて、家下之儀ハ、龜井武藏守探野  
より被為成御座候節より御免より、島之切茂家  
居仕候ハ、七脚高等無御座候武藏守探より  
諸段等御免被遊候澤令左之通代々申傳候取  
下忍申上候

昔太閤様高麗市津之節龜井武藏守探於九州  
地異國之海上無覺來被為思召軍船乗走切者  
なすしの御尋被遊候處浦々百一すしの無御  
座能前國のちめ申浦より助右内と申名譽

之漁丈有之由、其の辺之者共申上候、付、右物  
右、左、門、市、乃、波、葎、市、産、候、處、由、交、申、上、候、物、右、左  
門、申、上、候、ハ、海、上、乘、走、リ、の、儀、ハ、一、切、和、ノ、市、任  
せ、被、遊、候、採、市、断、申、上、候、ハ、由、申、上、被、遊、候、レ  
ハ、九、七、七、此、の、辨、の、澳、丈、ハ、二、ハ、裁、許、シ、恐、多  
キ、由、申、上、候、ハ、由、尤、ニ、市、内、市、被、遊、即、時、ニ、御、請  
一、本、被、仰、付、候、モ、九、上、御、奉、取、之、儀、之、入、去、首  
危、好、相、働、申、候、御、執、陣、之、上、市、歡、被、遊、候、直、ニ、御  
國、ノ、御、供、仕、候、採、被、仰、出、難、有、奉、存、者、ハ、手、元  
レ、仕、舞、申、度、旨、御、断、申、上、御、跡、上、リ、夫、婦、共、ニ、御  
國、ノ、罷、越、候、處、於、波、野、御、城、段、々、御、懇、意、ハ、被、遊、  
御、意、助、左、半、門、ハ、漁、之、名、人、喜、ハ、海、士、の、名、人、ハ

候、ハ、ハ、先、づ、海、邊、ニ、住、居、仕、候、採、被、仰、出、追、テ、夜  
レ、可、波、仰、付、由、申、青、屋、長、凡、之、内、折、々、波、野、ヲ、シ  
見、申、所、有、之、夏、泊、ト、付、置、候、先、此、の、所、ニ、住、居、仕  
候、採、被、仰、出、在、申、上、リ、竹、等、被、仰、付、島、端、切、用、小  
屋、住、居、仕、申、候、尤、諸、没、御、免、被、仰、付、時、節、ニ、相、待  
候、採、被、仰、付、候、處、無、程、武、藏、守、採、市、断、去、被、遊、御  
國、替、等、何、角、ト、付、此、の、分、リ、テ、井、道、后、申、今、の、夏  
泊、ト、罷、成、申、候、先、年、糸、村、廣、波、採、田、畑、御、改、之、節  
レ、此、の、由、東、御、断、申、上、候、ハ、心、屋、下、計、之、儀、ニ、御  
座、候、故、御、南、市、被、違、御、改、等、ハ、無、御、座、候、御、鑑、ハ  
今、ハ、右、左、半、門、方、ニ、大、切、ニ、所、持、仕、候、助、左、半、門  
より、四、代、之、末、去、左、半、門、方、ニ、御、座、候、以、上

瓦多郡潮津村之内

宝曆六年

丙十月

藤左内列

庄屋

次郎八列

伊木藤三郎故

右之通書付長出候處是又先年より通島取  
上り波御付候由夏泊物左内出有之  
落短云上り物左内内限載之花  
鏡 老本 穂長く 柄短し  
大太刀了りのうし、今ハ鏽て居了り  
香箸 共本

亀井記云曰く

一 尾毛地太深地無

夏泊権師

物左内

但朝鮮御渡海之節筑前國かぶあ申浦  
物左内ト云権師有之、船乗名卷之由  
一 于御座波尺連御帰陣後田元仗廻妻子  
百連同洲、罷出候に付、右地所波下権師  
五十余人程之頸皮、一代之罷在候由

竿のや、石、しの、本

右に品今以て持傳へしよし

漁夫助在東州の後高碑江解藏といふ者明治  
十四年六月九日島根縣知事より内務省へ稟  
請し銀五一個之下賜せしむ

島根縣下園幡町第八大區七七區

青石村二百二十九番地平民

磯江解藏

一 畑産敷及別三町七段三分

此地價七百二十九圓二十九錢八匁

此地租二十一月八拾六錢八匁

是ハ先祖助在東州儀元筑前國柘見村漁夫  
候處述古秀吉云朝鮮御征討ノ御免井武  
藏守殿此地渡海ノ軍船水師名卷ノ者進軍

上被命無程御執陣上相成海上無難九州  
筑前ノ街帰帆ニ付助在東州勤勞甚實美被  
爲下者進テ賞与有之旨詔諭せし其後与  
因旅野城土上被爲成候ニ付家族一同呼出  
ニ上相成豫テ漁夫ノ儀ノ候ハ書令其泊  
村其度迄ハ原野ノ候處漁業便宜ノ土地柄  
故居先等新築授与相成其止近傍漸ニ自力  
祠用申候産敷畑等在及別別浜田而ノ箇所  
地租免深被爲下其都度旧功賞美記載之剪  
紙等被下置候處中代ニ至テ燒失ノ由傳承  
居申候方今保存ノ爲トテ助在東州水師  
被命ノ節被下置候鑑一本而已外ノ日記等



無御座候、共申古池田家藩主ト被レ為成候  
後、先祖旧功ノ藤ノ以テ、過人明洗四年迄  
地租免除被下置候也掃略

右ノ通、御座候也

牧場之長  
尾山ノ用ク

茲、御座候、元多郡八幡郷姫路村長尾山ノ牧場を  
用キ、馬匹を飼養シ、年々多くノ良馬を獲クと  
云ふ

因幡誌ニ曰ク、長尾山ニ元多郡ノ中佐、在テ  
南上ノ北、直リ、姫路と青崖と兩村ノ間を突  
キ分ケテ海ニ入リ、其ノ出路概十所有ク、岩鍾ノ  
甲ノ山上上リ、東ノ方大ツライヒの上まじを  
上手ノ内トハ、ふ龜井武藏守殿ノ時此ノ所又

大工手之築きまシ、牧野ト、多クノ馬を  
養ヒ、年々上リ、駒を獲ラ、進シト、慨シ、今又土手ノ  
形シ、残リ、進リ

下坂本村ノ豪  
農物左内  
と利す

文禄四年乙未三月六日、元多郡下坂本村ノ豪農  
物左内、騎倉法ニ、過ク、了シ、を以テ、山ノを極利ニ  
處ス

因幡誌ニ曰ク、元多郡下坂本村、今ニ本木村ニ  
属ス、旧大村ヲ、坂本ハ上下ニ村ナ、昔ハ辻  
堂八ツ、有リ、しト、近世古所シ、今上坂本ハ名  
を失ヘ、土人ハ、碑ニ、天正ノ、頃ト、かヤ、此ノ、里  
又坂本物左内ト、云フ、巨農ハ、田圃三十六  
町を耕稼シ、其ノ、頃ハ、日ノ、如ク、越ス、越ス、騎ト

きけむ、御中具の下知と徒をばしたるし、常々  
藤布の白幡を作て、己意か心と欲する事はし  
時ハ、其幡を立て近縣ニ是を告ぐ、御民感し  
来り集り、車馬、鶴の群、さか如し、かゝる変め  
き家柄ち、し、か、日頃、騎倉と華、し、法、過、り  
た、ふ、ふ、ま、い、~~多~~、多、り、け、九、か、龜、井、武、藏、守  
殿、の、時、刑、戮、せ、ら、さ、て、其、の、家、忽、ち、断、絶、せ、り、此、  
里、又、も、住、人、も、無、り、け、り、十、余、年、の、後、勝、部、御  
苅、川、村、上、り、百、姓、二、人、仁、左、衛、門、末、子、用、田、し、て、  
一、邑、今、も、及、ぶ、と、い、へ、り、或、説、も、龜、井、殿、雲、州、よ  
り、此、の、郡、を、流、落、し、便、り、少、し、折、か、ら、波、の、家、を  
訪、ひ、た、ま、い、け、り、幾、度、も、あ、れ、主人、薄、情、あ、し

らひせし、筒保の事とし、兼て憎しとやかばさ  
れけん、文禄四年三月六日、武藏守殿、徒者、僅、々  
十人、余りを召具し、故本が家、又、まゝ、主人、之、搦  
り、取、り、波、の、幡、を、奪、ひ、内、前、高、く、持、ち、あ、げ、し、か  
ば、御、民、や、が、て、競、ひ、来、り、け、り、を、龜、井、の、家、人、塩  
谷、大、塔、寺、某、等、か、た、ま、し、し、之、を、擲、り、す、  
て、彼、の、物、左、衛、門、を、高、車、郡、野、坂、の、御、士、竹、内、  
因、重、と、云、ふ、者、子、孫、今、も、あ、り、引、渡、し、け、り、因、  
重、三、枚、板、を、以、て、物、左、衛、門、を、挟、み、殺、せ、り、と、云  
ひ、傳、へ、た、り  
当、村、の、上、に、本、木、村、と、土、居、村、の、間、に、あ、り、た、り、て  
夜、野、外、に、燃、了、火、あ、り、上、居、の、具、火、と、云、ふ、月、の

ある夜は見えぬが雨の夜多くなり土を見えぬ或  
ハ此の谷の村々所々分と散て定かならず  
人近づけし遠く望み明る故に其の  
火の起す所を知らずと或は坂本の津村の左  
墳より燃出るといふ此の墓は亀井版刑罰  
せられし坂本物左衛門の葬所なり其の是  
魂此の地といふ事、真意の非はむら散す  
所なく土中より昇発するといふと云へば  
すこす此類田中所々あり其の外野火焼  
火等の教説異同ありといふは大都天地の  
向いらくの不思議あること其火のみあり  
さるべし所詮凡智の計り知るべし事なり

尾矩伯名  
日野山の銀  
塊を産見す

又不思議とすしは是らず  
四月三日是より先尾矩伯名日野山より銀塊  
の出ると産見せし是より至る太田村の昔を以  
て其の銀塊を産掘し用途に供するの命あり  
是より尾矩此の地守護として山に神社を創す  
西伯耆國之内日野山に銀子出来之儀見立候  
段尤候早々為掘之有様付記御公用令被沙汰  
可運上之候也

文禄四年

卯月三日

未印

亀井武藏守殿

格すし、現今伯耆國佐伯郡日野村砺波山に

銀針寺度  
神出神化

釘山あり、或ハ此の地なりと云ふ。  
曰野郡誌ニ曰ク

山口神社 中ノ見村ニあり

慶長年中、同州波野城主、免井武藏守、尾矩  
此の地ニ銀針を採出す、則守護神トシテ  
有祠と劍之寸云々、本村是トシ、銀山村ト  
一ハ（倉係中ニ見村ト稱す）

波野鳩林山  
の金銀

波野鳩林山ニ下ル、波野鳩林山の金銀山ニ下リ、尾矩頼文之  
持付テ、神祇ニ祈リ

南境晋州之中、日本國山陰道、因幡國、波野河内  
鳩林山、今日金銀涌出之初也、末代富貴、日本茶  
一之宝山、予子孫繁昌之用、於天下驚耳目、德成

金銀山、願茲一筆奉神、德所也  
天神

地神掃、悪挽、長萬福、奇瑞奉謹、拜所、明白致白、

茲、新、粟、所、新、右、由、竹、ニ、与、小、了、の、書、翰、

先度ニ下リ、波野下候、辛勞共ニ候

一、安元、御、く、ふ、外、山、見、立、出、ら、せ、申、候、何、山、無

油、断、候、其、通、所、兵、部、ニ、ハ、可、被、申、候、

一、刀、之、事、走、而、成、可、申、と、存、渡、辺、吉、六、上三

一、即、而、人、長、上、候、上、く、つ、み、可、被、渡、候、

一、舟、出、出、し、ら、く、申、候、向、来、を、や、り、て、ま、じ、し、可

一、申、候、未、其、外、相、違、之、事、早、々、可、被、申、越、候、

一、如、付、の、片寄所、ハ、申、遣、し、無、油、断、あ、ら、せ、

河被申候

一 七寸の証のていば、たゆり物り候や、左候  
川馬一駄は二駄ほど、かいてしかまらまじ  
丹りて下河被申候、若六一人そへて上候向  
其者、二寸のぬふとよくつぎ、しきまら  
たぢんろて下候や、二河申付候以上  
一 其元尋儀候ハ、河申井候以上

二月四日(確評)

徳井武蔵守

茲 矩 列

栗所新左衛門殿

文禄三年三月十四日、多胡宗茂左衛門等

子 与 不 了 書 翰 内

一 此地とのぬ銀一文目、甚貴目責申候向、重  
而鉄出し申候ハ、た々ぬ又成候ど仕候へ、  
河被申付候、去年のてうぬ、先廻舟み甲々  
河冷候事

一 鉄五、かし申候事ハ、い外程ふかし、  
やかんし上河ほど出来候や、人付何ほど来  
候や、竹内甚五所より申上度事り候、甚五  
橋色、か申候や、よかし山の事無左之事、  
同年四月朔日同

一 舟積物書立請取申候、たぬ無之候て、石記  
り、みさき、ろ、り候向、跡丹又くろ、かぬし

有次茅可有御廻候事

尾形<sup>の</sup>桂林

文祿五年丙申大ニ殖林事業ニ心を用ゐ其の掟  
を定めまた朝鮮の樹木を移して彼野ニ栽入  
考を七雲竜寺の後、鶏ヶ島ニ植ゑといふ

竹林山林を他村より切り取事あらばから  
て不共、則鹿野可申越者也、若かくして、甚の村  
を知人候つぐ、わらしる申候、又人を堅河申付  
候也

九月 日

長 郷

八葉寺村

右一通

村々さらが了木

一くこの木

一かうそ

一うるしの木

一つむきの木

一かんひの木

一ちふひの木

一きくの木

一あけぬひの木

一のきの木

一さくせいッ木

一かやッ木

朱印

一くりの木をむ、あちぐりをひろい申べく候

ふとせ木をのりし、またほそくとし、すぐよ

よくたつぐ木を、三尺あてあいだをのこ

して、下ぐりを薪としてたつぐせ、村々山

のかしらをさたむぐせ也。

一關へましり出竹、島主ほりてうゑ所、うゑ

ヤシ也、所をさだむ、ヤシ也。  
左堅く河申付候、相そむくもの、百貫とし  
こゑらみいざし河申候、奥郷の素頭々元遣可  
申也

**朱印**

老付八 文禄五 二月四日

此の二通の法度書ハ、元多郡入葉寺の百貫  
某所持せし、茲矩白筆と云ふ  
澁川正弥踏査、南見志と曰く  
あさかひの木 二種あり、これハ実の仁より  
油を絞るものなり、実ハ〇位の大きス、仁  
ハ甚だ大し、実の色ハ紅色と淡藍色とあり、淡  
黄色ハ収量多かり、木ノ幹ハ大抵四五尺也

リ十一月より十二月にかけて、其の實熟する  
ものなり

亀井家茲矩文書子

帝産村

竹木山林池所之者、ぬすみきり見令申ハ、から  
めしかの、河申越候し、知人よりこたくし  
みゆるし申候ハ、其人を堅重而申出、河申付  
者也

六月 日 (年号)

長 郷

左一通

一やくらの木など、其はさしがを仕候、三  
左条の、渡し申候

一 材木の事を [ ] には山畑之者に申付、山上本  
 土ごをきらせ候て、可被置候事  
 一 束平御没之事也、申没と被仰出候、百三十五  
 人之御没入て候之向、可有其意得候  
 一 百姓等も束平の夫少之可申候向、材木は  
 かり可申候、安ても右内又可申候、  
 一 河内之者共も、材木をとらせ可申事、  
 右一通  
 一 左がしふしんの束油折なくかかし候へと、  
 本下方、可被申渡候  
 一 木をやり候事、左かくきり候事、無用な  
 候、三右内申候

一 木をきり候奉行の、者夏ふ [ ] の者を  
 るし申候、善心即又其ほ々ゆかし候衆中の  
 者と、奉行のつて候てきらせ可申事、  
 一 小姓部屋の材木を、甲左内にかひ候へと  
 可被申候、三右内 [ ] 存候法事、後 [ ] 可  
 被申付候以上  
 十二月十三日 (研号) 真 矩 判  
 内場 大々々

左一通  
 左 矩 心 之 縁 檣 之 用 為 利 用 厚 生 の 道 又 於 此 講 究  
 縁 檣 之 用 也  
 世 加 了 所 有 也

文禄元年正月より、同三年四月まで、左 矩



永臣多胡宗治在東内等より書翰申  
取抄

一在々耕作に用意仕、無荒田採入可有御心遣  
候事

一新作申候大肥を可被買候中々再と申し  
ぶり申由候何はどのみ申候也我等の生  
か見申候河ほど大工鍛冶等迄造作か入  
申候也一そ<sup>般</sup>うく<sup>つ</sup>算用日記と重可冷候  
又只今何程に買候とんと申高候也採子承  
度候事

一先渡し申<sup>下</sup>候地下之未進方之儀御普清  
衆に出候て、それ又て申し申候へと可被申

付候、少分未進有る者ハ一ヶ月二三ヶ月成  
共、ふしん又上候て候共調候へしと在候  
一度申し入候くば、令て上申がよ候  
未進をばさやう又仕候へと、可被仰申候事  
一今年ハ北國も来が稀候と申候向、其元来  
之分、去年納方借来之留方迄之算用候て、早  
早可給候事

一我等罷下候て、算用と可仕と在候へし、し  
しの<sup>上</sup>物のごとく、嘆氣する事ては罷下候事延  
引之儀候へし、向算用之書立可給候事  
一其郡当用之儀、百姓手前をよくくはめて  
書立候て、此方へし可給候、地下へし其通と

書て刑をして、具在所々々へ可被渡候、自然  
依然、与秋田之儀を、見せ可申事候と  
と存候事

一 安元銀子無之候條、石州の銀を取、人を被  
遣候て、可有御上候事

一 石州之押束の事、石州の奉行衆、理を可被  
仰候能々被伺候て、返事可詮候事

一 此凶種之事、名度のよし候間、態下申候條、上  
くく入念作候と、梅木又被申候て、丹後石  
私や、さとして作候と、可被仰候、三色よし  
候事

一 く出おこがの業をむして、ほして、廻舟又可

詮候態し人をかけ、可有御取候、此方之賞  
罷り候條、申事又候事

一 廻舟の事出申候也、當時入申物上荷、可有  
御積候事

一 秀頼探御島をすのせら九候間、をし島をく  
し、廻りてとらせら九候、人をかけてとら  
せう九候、可有無候、深山より子を生申候間、山  
ふの、手測の島、又、廻り申候、可有被仰付  
候事

一 大いの子を堀内殿と約束申候、共、去年に  
風吹落して、高山より、石申候、高山殿、去年石  
出来、中々、不及、是、近候事

一 くらまのふの子を具元としかひ立候へ、可  
被仰候たりの子も、日置務部おくりし申  
の由申候事

一 其元にかひ申候、加うにねをもよくし可  
被置候此方にて進上物可然候

一 寔元入本高直ニ成申候向廻舟之事可被急  
候卯月としせんの時分可有御候事

一 油をししほらせらん候へ、可被廻候事  
一 魚の油山ぐふともし多のよし申候可被仰  
候事

一 らうそくをのり候て、箱入て可被廻候事  
一 山林所ニ移架をすかせ申のよし申候向、す

き板うて、箱をさ、せ候て、是し廻舟ニ可被  
候事

一 山林移架かひたふとすし申候事多出来不  
申候由申上候よしかての分を供、移架外に  
た又早々申付候へ、可被申付候事

一 山林急ん消やし申事、七也暖ニ成申候向、無  
用之由可申渡候、第一耕作之時分にて候向  
芽ふと申付候事、不候候、其般可被仰付候事

一 荒田之事、□より被申上候、青産也、か  
かぢみのさ己の分存に外少分之由候しと  
ひらき申し、のりて候向可然候、此今河及  
敵と主と引合、竿とよて、可被渡候、来秋其

近所皆竿をあげ可申用そへてなまり申候  
百姓も可有之候間、去年之田ひらきそへた  
ししもの、そむの田まじりかくし申候、田  
よりちて深田より年貢を出させ可申候、勿論  
其徳田之荒田用之分、三年の納ふ可申候  
間、只今我と申出候、去年一年之納所計又  
こゆるし可申候、かくし申候て、秋竿の上  
て廣候、政所も田主も首をさし可申候、身  
般よく可被申用候事

一 扇等の儀、去年しかた、計作申候、扇多候間  
両毛作申や、多扇と持申候、百姓の手前  
を十分と取り取て可被渡候、両毛作候、扇

をみふ取あけ候とんと、思可被申渡候事

一 銀子無之候間、石州より三〇〇〇可被上候

最前之公事未之事、奉行衆、理之状を可被  
下候、綿屋左所、米之具方之蔵に置候  
ハ、石州御奉行衆被押取候由、如何仕た  
事、候也、状を書て具状を被奉行衆  
の状と一つ、奉行衆、可被進候、急度可被  
御候事

一 上野の先度之有衆と作申候也、今二三向七  
作申候ハ、可被置候事

一 又申候、大島丸上候時、秀頼様、進物に珍島  
能候、をし島と二番三番ほど、何とぞ取り

候て可被上候、不可有油新候、高山日夜付候  
て入念候、と申渡候、高山嶽近年疎略  
其般申渡候

- 一 石州米を被下候事無用にて候十一文あり候  
候ハ、可被下之由申候人とし下申候米計  
を被賣候て、此今より被下候事無用にて候  
寛元の米高直と可成と推量申候、追而左右  
と可申候、寛元よりち二分又つみ可申  
と申間、此今約束申候て、廻可申と存候事、
- 一 地下、かし米の米先百石ほど可被借候、田  
又ちちて可被渡候事、
- 一 廻舟、被積米、以上何ほど用意候て前渡

候也、其書付追而可冷事

- 一 志は可被買候事
- 一 比づるととらせ候て可被置候事、
- 一 申津、如去年みちかくと、二三百荷ほど  
御あつらへ候て可被候事、
- 一 此方より申下候事ハ、不立用候條、具えあて  
の分別、手おき計り候、石州のやすみ所、  
米を下りすてらへ候事、無用らし候事、
- 一 寛元居申未進夫の事、皆又可被上候未進の  
日教ほど可被  
しし未進多  
一 大島凡上候とん特ハ、人足未進し夫替り可

被上候一替かえらせ候て可然候。うち詰候  
事不可然候事

一田島無<sup>荒</sup>荒やうな細々申下候

一舟はこしらへ申候向未をやりてまじし可

申候未其外相成し事早々可被申越候

一てすの<sup>証</sup>証の<sup>い</sup>いハてゆ<sup>る</sup>物<sup>り</sup>候や。大候

ハ馬老<sup>駈</sup>駈々或<sup>駈</sup>駈ほど<sup>い</sup>いてし<sup>ら</sup>ま<sup>と</sup>ま<sup>い</sup>

舟<sup>り</sup>て下可被申候吉六<sup>一人</sup>一人<sup>そ</sup>へて上候

間具者<sup>も</sup>もてすの<sup>ぬ</sup>ぬふ<sup>を</sup>よくつけ<sup>し</sup>ら<sup>ま</sup>と

迄<sup>か</sup>ちん<sup>ま</sup>て下候や。可被申付候

あぬの<sup>泊</sup>泊の<sup>者</sup>者<sup>も</sup>お<sup>ま</sup>じ<sup>り</sup>百姓<sup>が</sup>米<sup>を</sup>か<sup>し</sup>申<sup>の</sup>

よし<sup>う</sup>て<sup>催</sup>催<sup>使</sup>使<sup>の</sup>よし<sup>も</sup>候具<sup>長</sup>長<sup>を</sup>き<sup>候</sup>候

と申付候我等借物田島<sup>など</sup>内<sup>さ</sup>す<sup>未</sup>進<sup>を</sup>か  
仕候<sup>て</sup>物<sup>を</sup>持<sup>有</sup>り<sup>ま</sup>し<sup>申</sup>事<sup>大</sup>なる<sup>盗</sup>人<sup>も</sup>  
候向<sup>此</sup>久<sup>蔵</sup>蔵<sup>の</sup>申<sup>付</sup>候向<sup>か</sup>して<sup>の</sup>か<sup>た</sup>も<sup>我</sup>  
等<sup>、</sup>出<sup>申</sup>未<sup>進</sup>の<sup>分</sup>算<sup>用</sup>候<sup>て</sup>引<sup>付</sup>可<sup>被</sup>取<sup>候</sup>也<sup>一</sup>  
者<sup>あ</sup>ぬ<sup>の</sup>と<sup>ま</sup>り<sup>の</sup>者<sup>の</sup>手<sup>前</sup>を<sup>七</sup>算<sup>用</sup>候<sup>て</sup>出  
分<sup>り</sup>候<sup>の</sup>出<sup>させ</sup>直<sup>す</sup>此<sup>方</sup>へ<sup>か</sup>して<sup>の</sup>も<sup>し</sup>  
て<sup>可</sup>被<sup>取</sup>候惣<sup>探</sup>大<sup>没</sup>の<sup>者</sup>未<sup>進</sup>を<sup>お</sup>こ<sup>し</sup>  
し<sup>ら</sup>ま<sup>と</sup>候<sup>て</sup>一<sup>せ</sup>し<sup>可</sup>被<sup>申</sup>付<sup>候</sup>も<sup>く</sup>も<sup>申</sup>事<sup>も</sup>  
候

三月十一日 (年評) 長 卿 列

野 伊 布 澤

多宗 (多州宗法在座の)

- 一 己ノ三貫目など可被上候事
- 一 己ノ三令など可被上候事
- 一 舟の儀河艘出来候やの事
- 一 葦の法皮やぶ迄候のよしおえふどの由し
- 一 己ノ三候やの事
- 一 さけかち進上可仕候向可被上候事

九月八日 (詳詳)

三人ノ衆

長 卿 列

此迄事

茲矩後藤左兵衛ノ贈ノ書翰の内

今度豊前ニ被遣候五干之内野河原田畠

成申候所百町ほど御座候正令トク衆と作り  
申あらしこなと遣し申候末年ハ田ノ可仕と  
在候積善之余慶同也度候云々

九月十七日 (慶長十四年)

大岡秀吉亮 慶長三年戊戌八月十八日大岡秀吉亮ノ遺物と

し遺物と  
賜ふ

一 己ノ三文字ノ刀を賜

因幡氏決記ニ曰く大岡逝去なされしハ御  
遺言トして天下の大名家ニ金銀道具と下  
されけり有田の諸将何れも疎領せり其部法  
印ハ金三枚同兵部少輔ニ來用候の刀木  
下津中守ノ長光の刀龜井武藏守ノ一文字の  
名作垣産徳岐守ノ長光のハサ刀御遺物とし

こ之と下さし

尾形徳川家慶長四年己亥尾形徳川家康に駿府に謁し、白銀  
來り賜し、  
白銀を贈り、  
以て干而を賜贈し是より先、秀吉薨後石田三成等

の決權を擅しするを以て成瀬正成に頼りて徳  
川氏に屬すとの意を致せし是より先、家康に謁  
し懇々と決意を告ぐ、且つ尾形一女子あり、家康の  
旨を請ひし、五年庚子二月二十三日、其の婿族彦  
州吉田城主松平玄蕃頭家清の嫡男萬之助忠清  
嫁す  
嫁せしむ

尾井文書に曰く、尾井武藏守慶長四年之頃、周  
東御味方内々仕度所存御座候付、延成瀬隼人  
正成被達上禮於駿府御城權現様、始而御曰

見申上候、此時白銀山千兩献上之仕候云々

尾井家古文書の中

為音信見事之ハ一筆送冷候、祝看之至候、攝政  
野清兵衛可申候條、今有略候、恐々謹言

五月九日

家康 花押  
尾井 武藏守 殿

此文書年号無きを以て贈答の所由と詳し  
せず、蓋し慶長四年以後のものなること  
ハ疑を容るべからざるを以てこゝに登錄  
す

尾形の女ハ政矩因腹の姉なり、寛永十二年己  
亥十月七日卒す、法号を顯光院松養旅宗大姉



と曰ひ、墓を彦州吉田城大泉寺に在り、松中家  
清也、天正九年家康の偏諱を賜ひ、家康異父の  
妹を以て之を配し、忠清を生む、故に忠清は家  
康の甥なり、忠清、慶長十七年壬子四月二十日  
卒し、嗣なしを以て封を深かす  
亀井家由清も曰く、太閤様、致志勤候、共無  
其中斐と存松中家康様、奉朝旨内々存し、其  
の志を以て、何成とし、御一族之内、武藏守、被  
仰付被下候様、申上候、松中玄蕃嫡男  
氏部を尊み、被下慶長五年庚子二月二十三日  
於大坂、祝言相諷後、松中玄蕃と號す、  
徳川十五代史に曰く、家清、永禄九年竹石を生

す、天正九年東照宮の御諱字を賜はり、家清と  
めさせ、異父の御味とめあはせ、為内ふ、十年父  
の譲りをもうけし竹石を領す、十八年、小田原陣  
又供奉し、御執旋の後、武藏国児玉郡八幡山に  
おいて、老万石の地を給ふ、慶長六年二月、八幡  
山を轉じて、三河国吉田城を賜ふ、松中玄蕃と  
三万石を領し、十年、清定の家清死す、その後、其  
地をわたりしをさむ  
家清の子忠清卒す、及び嗣なしを以て封  
を深かす、慶長十七年四月二十日与り  
亀井政矩子翰  
態以飛脚申上候事

一三川吉田玄蕃殿候、御遠行候具元ハ遠路  
之儀、御座候向被成御聞向敷と存事候氏  
部殿御膝元之段此節此方より我等考候候  
どに存候、共不罷候條島産勝右京内と  
三川吉田、長遣申候定ハ玄蕃殿御遠行特  
しまつたこの様子勝右京内承候可罷帰  
と存候於此表も此段くやみ申遣候存惶謹  
言

十二月晦日 (慶長十五年十二月廿四日)

豊前守

政矩 元印

進上 尾矩標

徳川実記台徳院より曰く、慶長十七年四月廿日  
三河岡吉田城主朽平玄蕃頭忠清卒、忠清父  
ハ玄蕃頭泉清母ハ大御所(泉原正)ノ異父同母  
の御妹ナリ、慶長十五年父ノ遺領より三萬  
石を領し、御名ノ一字賜はり、五位下ニ叙し、  
兵部大輔忠清ト名づけ、左文字御刀を賜ふ後  
玄蕃頭ニ改め、今日ニ十八歳なり、せぬ嗣子  
なりければ、所領ハ収めせられ、此九急病領死  
の由聞ゆ、寛永系番泉藩子代記  
尾矩公御武切書より曰く、武蔵守秀吉公ト對し、  
忠勤大形ならざり所、太閤薨御して、泉原公よ  
るが天下の事御取計ひ御遊候ゆゑ、秀頼公よ

り是迄之忠勤傍れ、武功有之、故彼仰達、御親也  
彼仰上候事、可から、其志を以て何れ、可から、とて  
御一談の内、武州、御下由り、松中玄蕃  
嫡男、氏部大輔之、御下、慶長五、浪子、三、月、中  
旬、於大坂、婚姻、相、誓、後、玄蕃、と、云、た、む、此、家、今  
断絶

竹内房次云、此家、彦判、吉田、城主、り、三、万、五  
千、石、領、せ、ら、る、玄蕃、親、忠、清、は、神、石、之、市、甥、及  
、故、あ、つ、て、此、代、滅、知、今、ハ、松、中、与、次、郎、玄、代  
、寄、合、彦、判、致、坐、即、石、の、御、四、千、五、百、石、賜、ふ、  
寛政、重、修、諸、家、譜、と、曰、く、慶、長、三、年、太、閤、他、界、の  
、材、東、照、憲、と、こ、い、た、こ、り、つ、る、や、は、付、成、と、一

人の女、あり、ぬ、が、は、く、は、御、門、族、の、末、葉、と、嫁、せ  
し、め、む、こ、ら、し、則、御、許、答、身、り、て、后、姫、か、せ、と  
つ、て、松、平、玄、蕃、親、忠、清、の、嫡、男、萬、之、物、忠、清、の、室  
と、定、め、ら、る、

龜井家、寛永、系、首、と、曰、く、慶、長、三、年、八、月、十、八、日  
秀、吉、鬼、薙、短、髪、此、處、大、權、現、我、有、一、世、領、家、門、族  
末、孫、即、以、后、短、髪、妻、吉、田、城、主、松、平、玄、蕃、元、嫡、男  
氏、部、大、輔、後、身、玄、蕃、親、忠、清、同、五、年、三、月、於、大、坂、有、婚  
礼

澹川、正、保、齋、直、圃、見、誌、と、曰、く  
の、龜、井、氏、と、松、平、氏、御、縁、且、つ、つ、て、大、閤、御  
他、界、の、後、家、康、公、の、威、權、ハ、旭、日、東、天、の、勢、が、也

つたけまご、まが太閤の御恩を思ふものゝ中  
々多かつた、所が家康は智謀よし人よし、人心  
を収むる事は余程巧みであつたものと見え  
内、予を回付して大將と親せられたが、浪野  
の亀井云々の雲州浪人じ若年の頃此の國に集  
を止めて、長そ若芽し、竟る予大將とまで成ら  
ずしよに、國民も人も人望がたつて、ナツキ居た  
から、家康はかわて亀井公とし心の休ません  
と思ひ、居らざらば、幸ひ亀井云々の一人の息  
せが、あつて、容貌もよくし、かつたを聞つて  
彦州の吉田村平の内室に為すつしうで、其の  
事と成瀬隼人止の令めた、成瀬の妻油畏つて、

亀井云々の相決した、亀井云々の一七二七に承  
知し、其の旨を家康に上申した、そのとき  
成瀬と媒として老目と擇びて、妻入があつた  
亀井云々の元來が、其の用、その中が能くなかつ  
た、それと、太閤の高恩のあつた身として、因幡大  
石が皆石田方と組した、その七掬は、一人  
周東の御味方とせられた、此の縁故で  
あつた、いと、岡島に義道の話し、しと、聞  
くと、島取市梅田某の談なり、  
亀井家記に曰く、芥一代辰姫の女、母は多胡氏  
延生年月詳ならず、  
慶長五年庚子三月、三河國吉田城主松平玄蕃

顯忠清之配天及乙巳婚礼之行也

寛永十二年乙亥十月廿六日逝古三河國大泉

寺之葬山法号 顯光院松養法榮大姉

津和野乙雄山之遺孀拾歩

明治三十九年六月松平一夫人氏、照會ニ對

シ天桂院住職上ノ同養

拜終如末命厚暑之節ニ御座候處愈々無事

ニ御座候處松平一夫人探少ニ御不快ニ乙

具終ニ致シ寔候ニ付今日御持参、桐成候

事故取調候處別紙之通、御座候間此段以

代筆御報仕候間不意御承引波下度候早々

頓首

三十九年六月七日

三河國宝飯郡

蒲郡町

天桂院住職

鈴木悦誠

龜井探御家狀

御中

寛永十二乙亥年

顯光院殿松養法榮大姉

十月二十六日

吉年迄、二百七十二年

野史卷七十三 嫡子曰く、松平家崇、嶽石、慶長子也。割竹石、慶長、為和泉守。又在京亮、有二男子、長守親、次秀親、守親子親、長為玄蕃、允其子清善。清善、山字、与二、即自曾祖守家而後、世居竹石、故族曰竹石、松平、天正十六年卒、ハ子清宗。清宗、山字、与二、即称玄蕃、允、慶長十年二月卒、ハ子清家。清家、清、ハ家清、十字、与二、即東照、ハ賜諱、号家清。

天正九年、娶東照、ハ冥冥、ハ妹、笑、為天桂夫人。十八年、賜松山城一万余、ハ笑、八幡山也。慶長六年二月、徙封吉田、ハ河城、ハ賜二萬石、叙正五位下、称玄蕃頭、慶長十五年十二月卒、ハ有男子曰忠清、曰

清昌

忠清、母久柄氏、ハ継父、叙正五位下、ハ称氏部少輔、慶長十七年、夏、卒、ハ歳二十六、ハ無継、是冬、殊命、賜石郡河田、ハ田四千五百石、ハ弟清昌、ハ承其祀。大日本史科十二編、九二曰く、慶長十七年四月二十日、ハ柳三河吉田城主、ハ松平忠清、卒、ハ嗣ナク、ハレテ封、ハ河カ、ハルノ項中。忠清、母ハ俊勝、ハ渡守、ハ依ガ、ハ天正十三年、竹石又生、ハ慶長十五年、遺領を継ぐ、ハ特ニ、ハ十のち、ハ徳院、ハ殿の御前、ハカ、ハいて元服、ハし、ハ御諱、ハ字ニ賜ひ、ハ忠清と名、ハの、ハ正五位下、ハ氏部大輔、ハニ叙任、ハ其の、ハと、ハ左文字、ハの御刀を、ハた、ハす、ハの、ハち、ハ玄蕃頭、ハと

あらむ十七年四月二十日卒、年二十八、機  
叟勝全忠功院と号す。嗣可也とよし所領を之  
に与らば、室出、亀井武藏守、辰矩が女。

天明二年、第刊行大成武鑑、交代御等令表御礼  
衆之部

松平家清和源氏 兵部 松平彈正 義貫 常鑑之向 上屋敷 高輪

辰矩が女一、女あり、後藤光徳に嫁す。  
心千、祿百石在所三川、室、飯、石、西郡

亀井家記に曰く、第一代辰矩は、女竹、母ハ多胡  
氏、誕生年月詳ならず

後藤勤兵衛光徳、寛政と配す、年月詳ならず

寛永二年乙丑正月五日、歿、京都、無岡山の西  
金堂山蓮台寺地中、常徳寺の墓池に葬じ、法号

春江院妙照日度大姉。  
春江院日度大姉とあり。

津和野日蓮宗本性寺に、吳牌と安置す。依て長  
永四年乙未、能登守、辰矩貞より、年々米三斗を同

寺に、冷付す。慶応三年丁卯六月九日、寺社より係  
了諸制、規、改、心、の、節、吳牌と永明寺に、移し、冷末

と廢止す。

慶長五年庚子五月、徳川家康上杉景勝を討つし  
し、六日を賜して、諸侯を以て、戸を會せしむ。辰矩

辰矩と信寸  
成の軍に、候ふ

辰矩三姉  
辰矩三姉  
辰矩三姉

尾矩夜話  
の序に候す

茲に家来  
の行に及  
る

三百人を率ゐ、諸將を先んじて江戸に入、舟  
で家来を延ひて下野小山に抵り、留まり、こゝに  
日、其の向本多上野分正地、成瀬隼人正成等  
も、其の夜話の序に候せん、山とを請ひて、先さふ一  
夕、茲に懐を揮りて、石田三成等が、燧を出し、家来  
を、臨し、直に寸裂して、懐を収む、既にして家来、藤  
堂依波守高虎、山岡道河、孫を遣し、周西清候より  
て、妻子大没に在り者、隨意帰邑せしむ、茲に留  
まり、と請ふ、家来、山とを請ひ、八月朔日、延ひて  
小山を突し、江戸に還り、  
亀井家由緒に曰く、慶長五年、會津景勝陣之時  
武蔵守河之衆より、先づ江戸に罷下、江戸之

所、罷下候時、成瀬の走近、お登之物、兩人、武蔵  
守所、見廻被申、上方の奉行共、企逆心之由、京  
大及より申來之由、候間、明日家来探、御目  
見候て可敷之由、右兩人被申、就、是望日、武蔵守登  
城申候、が、家来探、武蔵守と御呼候て、上方之  
奉行、此の企逆心之由、昨日申來と被仰候、が、  
武蔵守申上候探、石田次部少輔、申上候、が、  
被引候と見可申と申上候、が、具申上候、  
事と申候と御笑被成候、  
小山より、上方諸大名、同謀候所、武蔵守夜話  
に罷出度由、本多上野分正、成瀬隼人正成、被  
仰上候、が、尤之由、被仰候て、花出候懐中より



上方秀親奉行共所より、奉書を下し申候、其の  
奉書と家康様、宛上申候、む、御物見候し、御  
返し被成候、其の奉書を御前より引取り懐  
入申候、む、それより申候、御事と被仰候、  
心武蔵守此の奉書は入り申候人より候  
て奉書を守御掛け上り者し可有之と申候、  
心珠の外御感被成候、

平賀

小山殿中より、左堂依波山岡道河筋兩人と御  
決りて、上方衆妻子共有之候、是迄皆々下り  
候儀御満足と被思召候御被遣候向、止方、  
罷上候様と被仰出候、其特武蔵守兩人の御  
決と呼び、是迄罷下候者共、家康様御被下

示と申罷上り者、先之切度と申候、心左堂  
依波守被仰出候所をいふことを申と被申候  
へば、普請石垣などの事、其方可為功者候軍  
陣之儀の皆の衆中を、幼少より能存じし事  
候向、武蔵守宛出申す共甚かき事いと申候、  
心、本多上野殿成頼軍人殿武蔵守の手を引、  
先此方へとて、其の坐席、御呼入被成候、壁一  
重りて、家康様御用被成珠の外御感被成候由  
候

茲矩公御武切書、同く、渡長五郎子年、金津之  
景勝凍の時武蔵守何れ、衆より早く、此  
へ罷下り、所先より止宿、成頼軍人止近、左堂之物

旅宿、尋明日家康云、御目見可申由にて翌  
日登城の所御目見被仰其家康云武藏守、上  
方奉行とて逆心を企候よし申越候と仰ら九  
候、伏、武藏守申上候と石田左部を小車にて  
洛中より引廻し候を見申やくと申上候、伏、夫  
は忍事と申候と、御笑被成候よし

小山より家康云、御前、夜中下から御目通  
を願ひ、本多上野守成休隼人御取次より宛出  
候所、武藏守懐中より上方奉行奉行の者より  
奉書を下し候とて、其奉書を家康云、瓦上候  
、む、御覽遊し被是迄候所、奉書を引さす懐中  
致候、伏、それらにあらはしなす事と被仰候所、武

藏守此奉書は入不し申候人より等々奉書を守り  
にかけ申上のし、西有御座候と申上候、伏、御  
感被成候

小山殿申より、お臺依渡守瀬田道河弥兩人と  
御使より、上方衆書状共有之、是迄宛下候儀  
御満足と思ひ、御暇被下候間、上方、宛臺候様  
被仰出、其時武藏守兩人の御使を呼掛出、是迄  
宛下候者とし、家康云より、御暇被下候とて、宛  
臺候しの、料果申度と申候、伏、藤臺依渡守  
申様、家康云被仰出候儀、候間、何分より、御  
受申上候様と、被申、其時武藏守申様、それら  
人より等事より候、私儀者一筋より御供と存切、宛

在  
在候へば更に心無之由申と、東多上野合  
戦、早人正武藏守手之引、奥の御座所、同通仕  
候所、家康云委しく御間波成大方ならず御威  
の思召候

寛政重修諸家譜より曰く、五年、慶長末、惣定上杉  
景勝と御征伐のとき、清将よりさきだちて仁化  
より下向し、市中より宿すとき、又成願早人正成近  
藤登物常用旅宿よりたう、大波の奉行等が逆  
謀と企するのきこえあり、明日、登峯して一か  
べりのおねと妻、翌日、辰、鉦響り、登り、東照宮  
よりみえ、たてまつる、このとき、御決法ありて奉  
行等が逆謀のこゝと、およぶ、辰、鉦響りたてまつ

は、台、登るか、これ、すみやか、御進発あり、  
おいては、三成等、橋となり、むこと、必、ふ、か、  
よ、あるべしと申す、これより、山、山、い、た、在  
陣する、こと、数日、ある、と、申、本、多、正、池、成、瀬、正、成  
等、より、御して、お、な、しく、御、決、法、の、所、より、候、せ、く、こ  
と、を、こ、ひ、て、こ、れ、を、四、つ、さ、さ、と、し、よ、ろ、鉦、響、中  
より、大、波、の、奉行、が、お、く、こ、ろ、の、書、状、を、出  
して、名、覧、の、簿、ふ、か、へ、し、た、事、ふ、の、と、し、よ、ろ、鉦、を  
の、書、を、ひ、け、さ、け、て、懐、中、に、収、む、こ、れ、より、上、り、て  
其、赤、心、を、し、ら、り、藤、臺、高、尾、山、同、通、河、原、を、御、決  
として、清、将、の、命、あ、け、け、し、は、今、度、御、陣、より、た  
が、ひ、て、遠、路、下、向、の、こ、と、満、足、せ、ら、る、こ、ろ

乃りしものりてり、ごも、妻子大政のあれが  
とまをたまはけるの向すやかに上治まじ  
しと乃り、このとき茲短のたご御座下ごあり  
と忠を盡さん事と存するのよし言上せしめ  
ばその忠誠之感せらる。

龜井家古文書写

寛

龜井武藏守儀慶長四年之頃、因來御味方内々  
仕度所在御座候付、延以御軍人正殿被連上聽  
於駿府御城權現探、茲而御目見申上候、此特  
白銀山千両献上之仕候慶長五年庚子七月二  
日、權現探江戸御着城之節、龜井武藏守儀延御

跡、供奉仕候、同七月二十八日、權現探會津御参  
向、小山御陣館之特、龜井武藏守御供仕、赴于會  
津候、同八月十五日、台徳院探向、忍御出出之  
特者、龜井武藏守儀、小山御本陣より、向て忍、  
御供仕候。

右之趣、年曆之程、遠久之事、候故、委細者、方  
日記難相知候、大抵、覚書五回傳候分、先書付申  
候以上。

龜井家寛永系譜、曰く、同年(慶長五年)六月、大  
權現延、奥州景勝、茲短先人下向江戶、宿所中、干  
時、成瀬隼人正近、藤登之助、訪之曰、有上方奉行  
企、逆謀之聞、明日、登城下、宜翌日、茲短登城、奉謁

大權現談及奉行逆謀、茲矩曰、於上方御進茂者、  
石田就橋必可在近、滿座皆笑、此陣于小山、教  
曰、疑軍議、茲矩屬本多上野介、成賴、隼人正望、夜  
話即被及御前、茲矩自懷中出一紙牒、是上方奉  
行之書也、大權現見之、即還、茲矩引破奉書入懷  
中、依之知彼赤心、又以藤堂佐渡守、山岡通河并  
為使、御上方諸將曰、遠路隨逐、下向之儀、所令滿  
悅也、然而妻子在大坂、賜假之間、自今可被上洛、  
云々、茲矩曰、聞賜假喜而上者、我承命可討、威藤  
堂曰、御請如何、茲矩曰、唯仕大權現存無惑心、上  
野介、隼人正望言之、弥知、茲矩忠誠、大權現上方  
御進茂於、爾、大戦逐橋、石田、此特茲矩有軍功

武具社之碑文、曰く、上杉之不朝也、西諸侯咸  
趨幕、檄于小山、時石田軍兵、東下、以與上杉相  
幕、討西東、受兵、諸侯會議于前、敕令曰、侯伯之質  
於大坂、内顧亦人情之常、各宜跋涉、援之、我無所  
缺、諸君唯左右、慶之衆、未有對者、細川忠興進曰、  
出陣之日、心事と決、臣無西顧之意、云、廣曰、議是  
矣、若有起且者、臣請賜命斬之、衆咸稱、泰、砥云在  
此、彼亦有功  
因幡氏談記、曰く、龜井武藏守殿、も國中、の諸  
郡、去と、今ト、く、上方、一、考陣、し、幕、討、の、同、候、せ、ら  
れ、け、り、内、村、(家、康、云)、し、内、々、御、懇、情、淺、く、す、是  
より、仍、て、何、角、も、つ、り、奉、云、の、色、を、顯、け、さ、せ、り、と、

思ふ心ありしかば、此の度関東の所下向を望  
て御供申されけり。内村云て一段御喜悅、て  
疎ららず思及せり。既ニ上方御立あれは、引  
續き手勢三百余人を引率し、関東、下られけ  
るがまは上方の逆乱より引返し、直ニ上方  
の討手、犯さず。関東勢打込みの軍、手勢郎  
等共大敵あり、分捕高名多かりし。が、台間  
より達し御感涙からず。  
同、平軍記大成より曰く、島井内村は、進討諸將止  
方、茂向、羽柴肥前守利長が川より、早返を致して  
内村云、注進せられけり。煮て仰と承りし  
如く、會津津川に、茂向仕るる事、頃日世間

物思ひより依て、出陣逆川の要に上方一同に  
内村の御敵とあり、果し荷擔すべしよし。度々  
申越すといひ、よし。一向に承引せず。却て近日  
能登守と名連、羽柴如賀守が小松の城山々玄  
藩が大聖寺の城を攻め落し、それより越前へ  
働くべし。景勝御退治の暫固にたまひて、いそ  
ぎ上方へ御馬を向けらせ。悉く御退治有るま  
しとぞ。同時に、伏見の御城代島井孝右衛門、  
内藤赤次左衛門注進申しけり。石田治部内  
和山を出て大坂へ赴き、同意の單相決して、諸  
國の軍勢を召集む。是より御も衆を亡し奉り、  
り企て、南由定而近日此の城へ攻め寄すよし。

城中志と一致して堅固に拒守すべし。抑死  
違ひ有らば、わらぶとの趣所、是中其の後秀忠  
公又ハ先鋒の大名山名山、考津あり、  
む山岡道河津岡に雪雨人より以て、  
書状を諸大名へ見せ、  
下の面目を失ひ遺恨有る故、他は事よせて  
乱を起し、諸人を誘へ入ると見え、  
す。又、景勝と必定衣田と同意ならず、  
備前中納言、安藝中納言、  
身波丸と興す、と考が来り、  
々々有る。た、  
の御為めとあり、  
は、  
其の、  
さ、  
儀、  
ひ、  
次、  
い、  
約、  
寺、  
梅、  
乙、  
本、  
神

其の上大汝又質人あり、  
さ、  
儀、  
ひ、  
次、  
い、  
約、  
寺、  
梅、  
乙、  
本、  
神

言河内曰河進伊達政宗曰信丈進最上義光自  
米澤進前田利長自津川進堀秀政及村上元清  
守滿只出雲守河屬之各以七月二十日為期可  
入會津一舉而屠景勝戊子神君茂大及到伏見  
城己丑神君以馬后元忠及相中家忠內藤家長  
為伏見城留守相平近正副之有命曰我今東征  
滅景勝不日矣唯願石田三成有黑心故殊擇汝  
等庶宗若有變則能守勿懈且汝若狹國主豐臣  
勝後居松九子城以為援勢庚戌神君茂伏見到  
大津城主參議草極高次奉饗賜名刀若旦家臣  
等各賜祿儀田有柴其子河內守山后禪高金森  
長近昭法金森出雲守可重細川越中守忠興及

其子與一郎京極侍從高地池田三左衛門輝政  
及其弟滿中守長吉池田老左衛門有馬則賴法  
印及其子玄蕃親豐氏伊賀侍從筒井氏福島左  
衛門大夫正則其子刑部少輔其弟掃部淺野九  
宗大夫有長德永法印及其子左馬助輝須賀長  
門守主鎮黑田中斐守長政加藤左馬助嘉明藤  
堂依波守高虎藤堂差内少輔生駒讚岐守一兵  
田中兵部少輔長正山梯遠江守中村孝左衛門  
中村式部少輔家辰代式部少輔山内對馬守一  
豐堀尾信濃守忠氏一柳監物直盛津田長門守  
津田小千次富田信濃守吉田兵部少輔重勝稻  
葉藏人吉田織部正市橋下總守九鬼長門守守



隆桑山相模守龜井武藏守茲能寺澤志摩守廣  
高石川玄蕃親天野周防守與中藤兵衛河村助  
左衛門山城守内少輔佐藤駿河守佐久間河内  
守石河伊豆守赤井五郎國田助大衛門丹羽勘  
分中川中左衛門三好為三大島雲八光我長石  
川甚兵衛兼初又四郎三好新右衛門丹越五郎  
右衛門平野九左衛門他田備後守真子弥右衛  
門依久洪路守本多若狹守蔭令新八森宗兵衛  
中村又藏能勢宗左衛門清水十八郎植植中左  
衛門依久同久右衛門其弟源六祖父仁法齋鈴  
木越中守溝口源太郎堀田權入九川肥後守連  
安守喜多在平亮野間久左衛門伊丹兵庫頭村

越兵庫親別所孫次郎本多國幡守石倉置後守  
神保長三郎秋山右近野丸彦三郎干石少貳分  
部左平亮施薬院水野河内守依久喜三郎山岡  
修理國田勝五郎若尾中左衛門大野修理亮山  
岡道河弥等素家神尾春遇皆派台駕而東江或  
列前配或討驥尼总五万五千八百人云々  
武家高名記上曰く

上杉中内亮景勝征伐奥州茂向、清將  
寂止出羽守義光未訪之茂向大崎等正宗信大  
加賀守利長津川茂向國能守利政前田  
羽柴左衛門督秀治村上國防守親重  
郡令軍勢十萬全騎白川表、進茂

大將軍御進茂供奉の諸大名

福島左兵衛大夫 同 刑部

同 揖部頭 細川越中守

同 左兵衛 池田三左兵衛

池田備中守 幸極侍從

同 全牙修理亮 淺野左兵衛大夫

田中兵部大輔 同 息兵部大輔

堀尾山城守 山内對馬守

有馬法印 有馬玄蕃頭

中村彦左兵衛 中村式部守全之  
依病代侍 藤堂依波守

同 亮内少輔 加藤大馬守

黒田甲斐守 輝須賀長門守

生駒雅正頭 寺澤志摩守

富田後濃守 古田兵部少輔

稻葉藏人物 歳田武蔵入道

同 河内守 宇喜多左京

全森法印 同 息出雲守

徳永法印 同 大馬守

久鬼長門守 石川肥後守

本多因幡守 石倉里波守

分部左京亮 小出遠仁守

市橋下総守 桑山桐模守

亀井武蔵守 石川玄蕃頭

石河伊豆守 北越五郎左兵衛

伏々洪路守  
酒井備後守  
奥平藤兵衛  
伏藤三河守  
三好新右左内  
津田小右太  
秋山右近将監  
岡田助右左内  
兼松又心部  
能勢滋左左内  
箸尾中左左内  
鈴木越中守

堀田若狭守  
天野周防守  
丹羽勘介  
伏久向河内守  
三好為三  
神保長三郎  
赤井五郎  
中川中左左内  
長石川甚兵衛  
岡田勝五郎  
砥石中左左内  
別所添次郎

水野河内守  
山岡道河内  
伊丹兵庫頭  
仙石少貳  
野岡久左左内  
清水小八郎  
山名淨高

村越兵庫頭  
一柳監物  
祖文江保右  
柄子室内少輔  
山城守内  
中村又藏

令其勢五万五千八百余騎外、并伊兵部五  
千人騎  
武野燭談、同く景勝追討、と、相渡ふ大衆  
七人、小名四十六人、才、乙、五十三、親、所、

在矩周の京開ケ京の没在矩又家康の延びて九月朔日西上  
の没の底ふし十一日尾州清洲に立す十四日家康部署と定

む在矩と輝御質並領等と共に遊軍不し翌日開

ケ原の會戦し西軍逐々敗れ敵將江州水口城に

長束大藏大輔正家遁して其の城に入ら池田常

中守長吉助きて搦手分后に退命一む尋いで在

矩長吉と俱に命を奉じ正家の通りて扁腹せし

む同て城内の貨財を在矩長吉の二人に分与せ

らる

寛政市修諸家譜に曰く八月朔日滿將とむし

の先陣とけけ下まけりて江口を登しのを周

軍とおいて合戦のこり軍功あり

本朝由緒に曰く是日八月壬申朔西征先鋒福

島正則茂に兵井伊直政本多忠勝為監軍池田

輝政浅野幸長細川忠興田中吉正京極高知中

村一寛叔父孝丸九鬼守隆輝御質在領寺澤廣

高里田長政和孫嘉州縣重高尾山内一黒堀元

忠氏生駒一正楠葉通直吉田重勝江川連長本

多同幡守免井原矩宇喜多左幸亮等逐次向上

方恩立万軍騎

徳川傳記に曰く廿七日慶長五年七月上方進

発詳議一決各人質遣江城廿八日出十山屋武

蔵野兼政馬為山徒退流駐上内附一味百々福

島左平門大夫正則池田三左平門輝政長岡城

中守忠興、淺野大將、大寺長幸、極修理亮高政、  
黑田甲斐守長江、中村式部少輔一氏、百病故軍  
分計、遠、第一、榮為、得、田、中、兵、部、大、輔、長、江、梓、組、賢  
長門守至鎮、分部、左、京、亮、政、丹、原、重、光、渡、守、嘉、虎  
山內對馬守一、聖寺、澤、志、摩、守、廣、高、加、村、左、馬、介  
嘉州、稻、葉、藏、人、頭、通、成、字、嘉、多、左、京、亮、成、正、吉、田  
兵部少輔、信、勝、九、鬼、長、內、守、守、清、富、田、後、濃、守、信  
高、鬼、井、武、藏、守、辰、矩、江、川、肥、後、守、正、則、本、多、因、幡  
守、正、武、生、的、澄、政、守、正、後、松、倉、豐、後、守、市、正、米、山  
相、摸、守、一、貞、藏、田、有、山、入、通、長、益、息、河、內、守、長、春  
有、馬、玄、蕃、頭、望、氏、全、森、出、雲、守、市、親、村、越、兵、庫、頭  
本、多、中、務、大、輔、忠、勝、息、田、美、濃、守、忠、政、田、內、記、忠

朝井伊兵部少輔直政此外多省畧都令五万余騎也云云

曰、本、外、史、又、曰、大、垣、諸、將、會、議、曰、內、府、來、確、也、  
何、以、決、勝、秀、家、曰、彼、必、悉、銳、來、攻、我、守、備、既、具、足、  
以、待、之、田、邊、大、津、之、兵、將、不、日、來、會、安、藝、黃、門、亦、  
痛、繼、至、我、疲、敵、于、堅、城、之、下、而、內、外、擊、之、其、勢、如、  
鷹、鷂、之、搏、鳥、雀、是、全、勝、之、策、也、三、成、曰、不、然、今、敵、  
兵、半、死、我、兵、半、活、則、戰、未、南、信、則、守、也、我、軍、擁、大、  
兵、正、以、圍、東、而、坐、守、孤、城、不、敢、出、戰、天、下、之、望、我、  
者、皆、沮、喪、矣、注、軍、中、牧、之、說、大、向、過、慮、當、戰、不、戰、  
終、成、內、府、之、名、今、豈、可、或、過、哉、諸、將、負、勇、者、多、在、  
其、議、吉、澤、正、家、守、之、曰、當、今、之、世、誰、與、內、府、決、勝、

於野戰者，独有持重以救之而已。中納言謀愿深  
長，且聽從之。議未決，內大臣揣知之，乃直言曰：敵  
不敢出，我將置兵而西，直取大垣矣。皆未裝大垣  
諸將聞之，終決派兵出戰。曰：備前中納言出陣，東  
也。藝守相以前軍邀敵，薩摩參議自菩提山赴赤  
坂之北，遠出敵背。成以下，分偏三軍，各機合擊。  
擠東軍于日久令渡，乃下令派兵使入出戒三國  
之軍。既而長相，曾根諸將皆上狀。內大臣曰：白  
敵遠我，許中矣。乃下令軍中部署諸將，以福島正  
則為先驅，下野忠孝、井伊直政、本多忠勝為中  
驅，尾田長政、加藤嘉明、細川忠興、田中忠政、生駒  
一正、竹中重門、石川達安等為右軍，加藤高虎、山

內一豐、織田長益、津田信成、京極高知等為左軍。  
蜂須賀至鎮，筒井定次、稻葉貞通、遠藤慶隆、小出  
秀家、龜井辰矩、寺澤廣高等為遊軍。淺野左京大  
夫池田輝政與中村德永、市橋有馬、金森等備南  
宮山、水野勝成、松平康長、上柳杉下、石丸津經  
等備大垣。內大臣自以麾下為中軍，酒井家次、廣  
前、本多康重、大須賀忠政居後。騎卒凡七万五千。  
遣奧中貞治潛赴松尾山，監秀秋軍。使下埃、野、野  
內、德黑田氏將毛后主水使至中軍，及向敵，對  
曰：三島曰：我候騎皆以十餘萬告，世河所見對曰  
臣集其騎士而已。內大臣大悅。  
我軍留備南宮者，奉命追擊，多所斬獲。池田長吉

龜井左衛門通水に獲正家還報以城内貨財、賞賜之。

周原軍記大成に曰く、前諸將青野が亦、皮向

せり、しこしと御下知あり、是よりして、一浦羽

柴九郎門大夫正則父子在以下人二番羽柴越中

守忠與父子以上三番下野守殿以上すこし御先手

二十六隊なり、こかや、遊軍ハ、神須賀長門守主

鎮、稻葉左京亮貞通父子遠杯大馬物、慶隆、山出

遠江守吉辰、龜井武藏守政直、堀尾寺澤志摩守

廣高等なり、

武徳安氏記に曰く、南宮山の歴々、勢と雪吹山

の向に屯す、本多中務大輔忠勝山内討馬守

一豊等、横鎧と入り、真躰に中筋を突破し、珠玉

中書監忠勝、珠鎧の駿足、三回思振、余に棄て、士

卒と指揮しけり、が、龜砲彼の馬に中て、逸物と

いへり、と教て働うず、良延、枕全半こが馬と忠

勝に授け、是に棄らしむ、忠勝が二男内記、忠朝

享平十九歳、及出無双の大力なりしが、敵二人

と撃捕、忠勝が、延兵加、知忠左、山田主水、永

田角右、中門吉、余新、物長、野新、山部青山、三四郎

以下、勇と勵まし、忠勝、逐々島津が陣を破り、首

九十、余及と斬獲す、東津、清右、中門、晴勝、胃首と

得て、山原又一忠、改め見せけり、又一吾と、し

高名せんと置し、馬を馳せて、島津が後殿の士

又詞をゆき、馬上より突き落し、其の首を米津  
に見せて、怒り是を棄つ。其の故は、忠政初め  
庄次郎と稱しけり。毎し一番隨一番高名を  
逐げしゆ。名神君の命に依て又一と改めけり。  
爰を以て此の度人跡の高名、假名を謀せりと。  
是を捨て所なく、其の外黒田甲斐守長政と初  
めとして、金森一柳、蜂須賀忠尚、寺澤龜井等の  
先隊の部将等、猛勇と勵まし、敵軍を破りけり。  
三河後凡土記に曰く、岡原陣備。此の日の度  
長五年九月十五日、不破岡原東西の備を敵方  
の諸将ハ、岡原勢の旗の手を見て、岡の藤川村  
渡し、宇喜多中納言秀家ハ、總大将の事なれり。

石原峠の麓、又むかひ、伊吹山之背より、山  
の尾崎に陣を張り、それより南に連て、江田武  
藏守、岡内記、中條洪路守、河尻肥後守、布施彦右  
衛門守、玉置川平次、糟谷内膳、毛利豊前守、赤澤山  
城守、池田伊豫守、木村伊勢守、南條中務少輔、仙  
石豊前守、太田虎驒守、岡野越前守、其の外山身  
の輩廿四頭、山中峠の下まで、段々を備へたり。  
左の方ハ、小西、根津守少し引下り、北、岡筋を懸  
けて、島津兵庫入道、岡又八郎、岡中務大輔、織田  
九平、内左、岡久兵衛、大坂、黄母衣衆ハ、伊藤丹後  
守が引連たり。次ハ、大坂より、鉄砲頭、段々を備へ立  
り、松尾山よりハ、金吾中納言、其の輩は、松尾、木河



内守山川土佐守、辰及中務少輔同決路守赤登  
久兵衛是、續了大右刑部少輔同大守物木下  
山城守等、松尾山を引廻し般々備へたり、右  
田沼部少輔當年三十八歳、今度の謀主として、  
川岡村天満山、本陣を定め、張弓向ひ陣を収  
其の先手島左近、具子新吉、同十次郎大場工代  
喜多川平左衛門、同十郎左衛門、大山泊香、舞兵  
庫森九兵衛、蒲生備中、同大膳、同大炊、前二陣  
列を設け、小池村より外に柵を二重に置き、各  
其の内より銃砲を備へ、六千余人にて備へたり。  
南宮山、宋平山、毛利等、相吉川、蔵人、穴仁備  
前守、長束大蔵、大輔、弟伊賀守、長曾我部、信内、少輔

鍋島信俊、守勝茂等、備ふ、西軍、総て十二萬八千  
六百余人とぞ聞えし、東軍の却先手、福島、左衛  
門、大太、同刑部、大輔、正之、ハ、右、年十六歳、その跡  
又引續き、井伊、兵部、少輔、ハ、下野守、忠吉、朝臣、之  
伴、ハ、参り、し、石波、ノ、関、ハ、幡、を、後、に、互、て、ハ、山、中  
の、道、筋、を、立、切、て、備、と、立、つ、ハ、福、島、が、右、の、方、地  
へ、連、て、黒、田、甲、斐、守、田、川、越、中、守、同、上、一、郎、同、与  
五、郎、加、村、左、馬、助、北、田、筋、上、向、ひ、中、筋、を、備、を、立  
つ、ハ、又、井、伊、ハ、備、ハ、服、牧、田、筋、上、ハ、加、堂、佐、渡、守、  
宗、極、修、理、大、夫、大、上、ハ、北、伊、吹、山、ノ、麓、に、ち、り、て、  
田、中、兵、部、大、輔、岡、氏、部、少、輔、生、駒、嶺、岐、守、寺、伏、志  
摩、守、引、續、き、織、田、有、乐、同、河、内、守、津、田、長、門、守、ハ、

川肥後守、中丹後守、福原左京亮、長門守、如  
部左兵衛、依是、五、七、本多、同、備、守、松、倉、豊、後  
守、素山、何、賀、守、山、出、遠、に、守、依、々、候、後、守、龜、井、武  
藏、守、筒、井、何、賀、守、遠、在、左、馬、物、持、須、賀、長、門、守、ハ、  
魚、鱒、ニ、備、ハ、本、多、中、務、大、輔、同、内、記、ハ、先、陣、と、御  
旗、本、の、向、ニ、在、テ、弱、カ、ラ、ク、方、と、救、リ、ン、と、伊、吹  
川、原、ニ、備、ハ、た、り、西、陣、の、備、大、成、記、ハ、疎、慢、ニ、テ  
誤、工、ノ、ニ、似、タ、ク、成、績、甚、景、ニ、ナ、リ、シ、ス、王、泉、忠  
日記、ハ、ハ、大、岡、山、異、ナ、ク、と、し、テ、く、し、  
同、記、ニ、曰、ク、長、束、長、曾、我、部、安、田、寺、等、ハ、此、日、毛  
利、の、復、切、之、氣、遣、ひ、テ、岡、原、の、戦、を、見、物、ト、し、お  
た、り、し、ガ、味、方、迄、敗、軍、ト、ナ、リ、シ、カ、出、取、物、ト、

り、あへず、九月十五日夜、入、南、宮、栗、原、山、を、逃  
出、し、け、き、バ、十、六、日、の、曉、方、此、の、徒、を、追、討、せ、ん  
と、池、田、徳、永、市、橋、横、井、等、多、藝、に、よ、リ、牧、田、筋、ま  
で、追、か、け、バ、リ、長、束、が、勢、ヲ、ハ、松、田、金、七、郎、秀、直  
と、い、ふ、もの、追、束、の、敵、を、熊、子、ニ、懸、け、テ、敵、十、人  
ヲ、殺、す、追、兵、是、ヲ、碎、易、し、テ、し、ば、ら、く、福、原、守、ハ、  
其、の、間、ニ、長、束、ヲ、安、田、寺、ト、別、道、ノ、ク、ニ、逃、去、リ  
し、ガ、金、七、郎、ハ、踏、み、留、り、テ、追、兵、あ、ま、た、討、ち、殺  
せ、し、ガ、その、身、ト、終、ニ、討、ち、け、レ、カ、レ、カ、レ、の、ハ、元  
ハ、備、生、氏、御、の、家、人、ナ、リ、シ、ト、い、ふ、又、ハ、山、岡、道、阿  
弥、ハ、小、山、御、陣、ナ、リ、御、服、冷、侍、ハ、御、先、ニ、馳、せ、の  
ぼ、り、し、ガ、福、島、正、則、ガ、矛、掃、部、助、正、頼、あ、ま、り、ハ、小

勢なれがとて、道河津其の加勢を命ぜらば、勢  
川長島の城を守りて居るし所既、圍束の  
一穀味方勝利と聞えしかば、然らばいつまで  
この所を籠りて詮なし、近迎の敵の城々攻め  
取らんと、手勢三百七十人引分けて、長島の  
城を打て出、高取の里大島居まが立所、長  
束政家ハ、松田全七郎が討死の向、虎口の難  
を逃れ、居城江州水口へ帰らんと急ぐと、は  
しは、びく道河津は行き逢ひたり、道河津ハ天  
のあだ、願ふ所の幸と、圍を作し旗を進め、大  
音聲りて、只今来らば、長束殿と見よハ、僻  
同々、かく申すハ山岡道河津は、と名乗、突て

かゝる、長束ハ、残兵ハ、百余騎とて、逃れぬ所  
と相懸り、又おてかゝり、互に矢砲を免はせ、散  
々、戦ひしが、長束の兵ハ、敗軍の落武者、臆病  
神々さ、おはれて、山岡勢ハ、突りまてらば、はふ  
く、の體りて、討に、し、ものハ、百人、政家や  
う、く、残兵を、引まとい、其の場と馳せ、接し、水  
に、さして、落さし、けり、借て、長束大藏大輔、政家  
ハ、大島居りて、山岡道河津とは、し、は、は、く、行け  
あひ、散々、ま、并ち、な、さん、や、う、く、馳せ、接し、て、  
江州水口の、居城、へ、帰し、籠城の用意、すと、聞え  
け、し、が、神石池田、滿中守、龜井武藏守、兩人、ハ、水  
に、入、り、長束大藏大輔、因、伊賀守、ハ、切腹、せし

むべしと仰付けらる。兩人畏る、早速水に近  
、主り、決着を城中、遣てし申入れけり。其  
の元籠城して、清東を敵と引寄せ一戦ありん  
との却志感ずる。コあまりある。然るといふ  
し、清東原の一戦、清東方の勝利となりし上、上  
方の清将み及降参し、天下一統を内附云武徳  
に帰悞す。是れしかし、存から天命のしかし  
むし所、人力を以て争ふべき、非ず其の元一  
人孤城を守り、たとひ張良、陳平の智謀、樊噲、周  
勃が猛勇を振ふる、とて、天下の勢を敵とす  
け、運を備かきん、事干す一しある、くからず、  
やく前兆を悔いて、混を計し、其の城を明退冷

い後業を期せらる。コい、かざるべしといは  
せけり、政家し此の程敗軍を心懐した、折  
ら、近兵も多く、落ち失せて、あまり、城中微  
勢、コハ、たう、たう、衆人等が心中し、けわし  
まが、其の決着、同意の返答して、衆人少々及  
是して、横井谷の民衆、移りたり。池田備中守  
亀井武藏守兩人、ハ、さらば、政家又子、腹す  
せくと、横井谷、むわひけきむ、政家の衆人、勇  
村左馬助、石川兵陣と使として、御所是、ま  
で、御所、あし、こと、は、全く、我軍、又、切腹せ  
よし、の、事、有る、べし、し、と、より、覚悟の、事、なれ、が、  
さら、又、驚く、べし、と、あ、る、が、但、い、は、こ、の、特、刻、延

引合々々々々、其の用意仕々々々候といはせ  
けり。池田亀井兩人、御覺悟の上、御心静  
用意充候と返答す。一ばらく有りて、政家が嫡  
子伊賀守の廣延と置と教せ、其の上にて兩人  
の挨拶又一礼のやて腹切さば郎等林甚蔵公  
錯して、其の身もてら切らんとす。玉傍の者  
押留さ、其の物も奪取。その後政家白装束きて、  
閑閑と坐す。池田亀井の兩人と向ひ、是迄  
御出陣苦勞も候さうば御暇申すとて、又申し  
けり。御兩人、御置事候へ、某家人奥村左  
馬之物勿少、身近く居候候者故、定めて  
真土黄泉の供致し候心得と見え候。殉死の無

益の事ば進ば、必御留め給けり。度候といひて、  
其の申し腹十文字掻切し。左馬助分錯し、  
其の刀もて、其の身も害せむとす。池田、  
亀井が家人多勢取付、其の刀を奪ひ、兩人と主  
人の遺言とをむかへ、棄却て不忠ならずいと振  
て殺訓をせむ。左馬助も力なく、其の命を退り  
たり。かくて、兩人水口の城に入し。点換するに、  
政家が御陣に積残し、了黄糸五干枚、銀三百  
貫目、金錠斗付の刀、服、干腰、其の外金銀を教  
むめし、珍器奇玩山の如くありけり。其の由  
御陣に申上し。御覺悟、悉く挨拶す。了り、  
兩人、下さすしとす。此の政家とハ丹羽

長秀が家人がうしれが故太閤後継の恩を蒙り、  
水々の城主と成り、五奉行の一人とせらまじ  
らば、權勢天下を傾け、財宝を集め、安富榮耀と  
極めしむ。一寺の養ひなく、滅亡せしこもは  
かたけき。

関原軍記大成に曰く、長束父子切腹、又頃日南  
宮山に滞り、たゞ長束大藏大輔同伊賀守ハ、領  
地水口の馳せかゝりて籠城せしむ。内村公池  
田備中守龜井武藏守と召し合ひ、兩人急が水  
之、馳せ向ひ、長束父子切腹を申付けらる  
べしと仰せけり。公池田龜井水口の城に陣  
をす。急攻が方、使者を立、責方いよしく籠

城の覚悟有る。於てハ内村公其の根をたぢ、  
葉をからし、流しん事必定なり。速に城を退去  
あつて、罪を謝したまふと有りけり。長束忽  
同心して、領地松井谷の民家を移りしむ。池田  
龜井兩人ハ、長束父子切腹すべしとて、松  
井谷に向ひけり。長束ハ今ハ適宜がたくや  
思ひけん、家人奥村友馬石川兵庫を使者とし  
て、各是ハ、申出のうし、父子共切腹せらる。こ  
と勿論なり。去たから今少し時刻を待つて、冷  
ハまじしと有りまじり、池田龜井其の使者を  
あひ、脚心靜又用意せらる。公池田と返答けり。や  
、ありて、長束伊賀守廣成又置をしかせて、其

の上より、換使又換抄して、切腹せしむ。郎  
兵衛甚蔵主人の首を撃ち落し、其の首をあら  
ひて、換使に渡し、其の身も切腹せんとす。こ  
傍輩取つがて自殺をとがめ、刀服等を奪ひと  
り、其の後父以家ハ寂朗の事ども取立たす。め  
家人奥村左馬右衛門兵庫山石流左衛門長来与  
十郎等も、かたみと与り、其の身ハ白装束に出  
立て、切腹の地を再々、池田亀井の向つて、是迄  
の御苦勞なり、さらば今生の暇を冷はくんと  
て、切腹に及びけりしが、長来おさねと西人との向  
ひ果つが家来奥村左馬右衛門の身をかきつたひた  
り者たる、ゆゑに眞逆の供すべし、覺悟ありと

見えたり、志のれども無益の事なれば、波が拘  
死を却とちあらて冷くぐれと、わんごらよひ  
ひ置きし切腹せしむ。奥村左馬右衛門踏して、其の  
物之腹を突きてけしむ。備中守家人武原掃  
部龍川織部透向はく取付きて、刀を奪ひ、色々  
教訓するより、奥村力なく承引せしむ。寺澤  
志摩守を出して、領地干たあたへらさしむ。か  
や長来切腹の特した、め置きたる目録を以  
て、水々の城に渡し置きたる金銀兵器等を  
換するに、黄金五千枚、銀三百貫目、金槩斗の  
刀服指干腰、其の外珍玩余多ありしと内附  
池田備中守より、ことごとくあたらしむ。と

や、或説も、長束父子南麓山より氷川へ歸りし  
ば、いく城を籠りけりども、即延等一身せざり  
より、ひそかに城を出て、榎井谷に隠れ居た  
るを、池田亀井もせ向ひ、彼の父子を腹切らせ  
たりといへり。正説ならず也。又彼の長束政家ハ  
丹羽長秀もつひて、武切しある者あり、秀吉  
云の選挙もあひて、水江の城主となり。利五奉  
行の甚のしくなりしが、此の乱に處して、政家  
一事の憂もなし。是より先、河原津の城を叩  
攻めたりし時、伊勢浦の俣大を見て、吉川廣家  
の陣所よりたり、是れ皆敵兵なりしとて、珠  
の外登りたりと、廣家の淺向しく思ひたりと

いへり、今格すより、政家漢大に監りたりが笑  
説ならずも、於ては、泰の守堅が八公山の草木と  
見て、勁敵なりといひたり、はなれし思ひ出らざ  
り、いと淺向し。

武徳安氏記より、江川水々の城ハ、神君の  
命をまかりて、池田三左衛門輝政具の弟藩中守  
長吉亮向す然るに、當城より、長束大蔵大輔正  
家、南ヶ原より取ら、尚ほ一戦を逐けんことを欲し  
楯籠り、此の地四方遠く開け、外より窺ふべき  
採更より、山城あり、殊に兵糧玉葉をせしめ、  
とけけを、早速攻め落すべし、備置にあらず  
是より因て、輝政策を運らし、弟長吉と以て正家



ガ方へ申し遣はしけり、因て京敗績の後、  
勢陽江州の諸城悉く内附云の命を随ひ、明退  
く上は、貴客一人此の城と堅く成り、假令良嶮  
か術を竭したるふと、後援の味方曾て百々  
凡の運を南けり、云とある、かすた夫は貴客  
と果て年来断念の友あり、而も此の理を諭し、  
味方又降すべし、ため内附云、相望み、舊城の  
寄手と成て、又来た者あり、其の城を輝  
政に避渡し、鈴の、内附云、歎き、一所懸命の  
地を申し請け、授け侍らんと、詞を盡して申し  
贈ふ、長束も元来尋常の者、又あるが、運  
盡きたるゆゑ、輝政が計策を棄せらる、遂

に城郭を避渡し、搦井ヶ谷の、内附云、  
其の後、神君より、龜井武藏守、尾鉦並に池田  
備中守、長束を搦井ヶ谷に遣はさる、長束兄弟  
切腹すべし、由命せらる、す、時正家、が、兵士西川  
兵陣、奥村左馬之助、兩使を遣し、申言、歎と、聞し  
正家又告げ、れば、正家、則ち、今も、相延、  
人等を近付け、形身と云へ、心静かに、余波を惜  
みけり、其の特正家が、弟長束、伊賀守、出向ひ、兩  
使を遣し、是も、どの、束、臨を、芳らひ、延上り、置を  
敷く、世、彼の上り、望して、忽ち、生害を、逐し、  
良、徒、林、甚、歳、是、之、今、錯し、其の、身も、自殺を、企  
つ、し、處を、池田、龜井、馳せ、寄て、之を、柳へ、留む、地

して正家は彼の弟へ出て兩使へ一札と送り、  
其の上兩軍、頼みけり出、初程よ、果に合は  
せり、奥村大馬之物と申す者、別して慕ひ殉死  
の志あり、抑彼、者正家と死と共にして、更  
益なりと云ふと云れ、此の歳を別し、たまけり  
於て、正家、黄泉の思ひ出なるとし、慙慙  
と是を迷へけり、而して決とし、げり、許港  
しけり、既、正家、庭前、木枝と置き、其の上  
岸を設け、湯帷と高し、遂に自殺しけり、彼、奥村  
大馬之物、則ち今借し、其の力を忽ち己が腹へ  
突立てけり、武藏寺、備中守は正家、昔のし事  
はれ、生、殺して油断せず、守りたり、了し、し、ゆ、志、造

さ、大、鬼、掛り、其の力を奪取し、揚押、こ、辱、辱、を  
加へ、採々、教訓を可しけり、遂に、渠に、得心し、  
命を全し、後、三年、寺澤、志摩守、廣高、上、仕、干  
石を領しけり  
本朝、武林、傳、池田の條、下、曰く、長束、大藏、大輔  
正長、誤、誤、濃州、軍、敗、潰、之後、馳、將、敗、于、唐、城、以、  
川、水、に、迎、中、而、會、山、岡、道、河、沖、又、敗、于、唐、城、大、島  
唐、已、而、締、兵、大、挑、戰、而、正、長、敗、走、不、能、取、水、只、整  
唐、于、櫻、井、唐、在、江、州、四、公、使、池、田、長、老、備、中、守、毫  
井、唐、政、の、誤、疑、武、藏、守、殺、長、束、兄、弟、天、藏、弟、号、伊、賀  
守、兩、將、從、連、釣、命、長、束、弟、奥、村、左、馬、分、西、川、兵  
庫、頭、渡、岩、而、揖、兩、將、言、曰、兄、弟、自、殺、不、可、移、刻、又

老能命と  
年いし因  
備及洞各事  
用と徇ふ

白水口城内金銀刀剣珍器積貯不啻以此書換  
之言終伊賀守先兄自殺大截出處上揮兩得且  
述其勞而後自殺其臣與村左馬介得殉死則以  
短刀鍛其獲時池田家臣武藤掃部滝川藏部奪  
其刀歷入所出之場加療養後其劍愈他日寺澤  
志摩守抱之被干衣之末邑而得封函二人首送  
水口城茂庫藏換之黃金千枚白銀三百貫月長  
短刀剣凡一千計公悉皆賜備中守長吉  
此の段因伯二州の侯伯家部兵部少輔元房以下  
皆石軍の属す獨居短束軍の属して功あり九月  
二十二日家康大津城に在りて居短を召し帰邑  
して因幡及伯耆中園を徇しむ

龜井家寛永系譜と曰く大權現移座大津城居  
短賜暇帰園令請取因幡一國東伯耆中園為取  
勢被割山出大和守別所豊後守赤松左兵衛三  
人  
居短云却武切書と曰く慶長五年庚子年周々原  
御陣の時武蔵守御供仕罷登候處江州大津に  
於て御暇被下居城、宛歸ふ然り所因幡一國  
伯耆中園武蔵守受取可中肯被御付御取勢と  
して山出大和守別所豊後守赤松左兵衛左  
三人也其内左兵衛不忠之儀有之具取りて  
切腹被仰付其首大改りて家康公、君上候へ  
ば則座大改りて獄門に懸らる

寛政重修諸家譜云曰く、九月二十日東照宮大  
津城よりつらせたまふのと出、歸國の暇をた  
まはして、仰せありけりは、同幡國および伯耆  
中國の諸城と受けとり、國中を平均せよと、則  
ち接兵として、小出大和守、吉政別所、豊後守を  
送、赤松左兵衛、赤廣英三人を別へらふ、(梅すゝに  
接兵三人のいぶかし中らし、赤松廣英は、但馬  
竹田城主として、此の條大没の令を奉り、細川  
忠齋を丹後田辺城に攻む、石軍周を破り、敗り  
しや、廣英は竹田城に歸りて、命を待つ、されば  
家康より接軍の命を下すぐ、その謂たり、(意)  
同幡及決記云曰く、慶長五年庚子の歲、八月十

五日、美濃國開ヶ原に於て、天下の大合戦あり  
けり、上方勢お負けて天下悉く家康云々成  
せし、カバ、凶敵忽ち退散し、方々にて亡び失せ  
るり、當國の郡主と、宮部兵部少輔を始めと  
して、木下備中守、垣屋徳岐守、皆上方一味の与  
力なり、此、時威云々及びけり、亀井武藏守、敵  
ばかり、家康云々の御供をして、関東へ下向し、東  
國方の味方として、軍裝どもありし、カバ、恩賞  
云々あつた、冷ひけり、開ヶ原の軍散れ、内訌云  
上方へ帰望なされし、カバ、敵方の國に御仕置  
あり、當國への亀井武藏守罷下り、相鎮むべき  
旨上意を蒙り、冷ひし、カバ、早速先達て、亀井敵

長臣を尾下し、國中、觸る冷ふ、其の下知状云く

左矩の下知状

申渡一通之條々

- 一 其國村々里々奉云人かよひ是止可申候事
- 一 奉云人女子共均、申間舗事
- 一 荷物衣食預り申間敷事
- 一 國境目出とく番を付申候間、若人未候ハハ通申候百性を可お果事
- 一 當年貢成申候分、百性之損、成可申候事
- 一 道の辻、虎落を燒可申候事
- 一 きり人の米おひ申まじ事
- 一 しかの、つかはし申との、此の印列をい

くバりと書付ほど通し可申事

右堅可申候也

九月二十一日

龜井武藏守真矩判

右一通ハ八束郡徳凡村百性久兵衛といふ者所持なり、是は龜井殿ケ原一乱の後、當國を鎮むべし由、上意を蒙り、國中の仕置とせられけり、所々、法度書と出されたり、其の若様へ出されし一通といへり、珠の外藤田なり、紙に書きてあり、名書は自筆と見えたり

茲矩因幡國若様より、鼠を徳川氏より得たり、諸將の遺臣を諭し、居城を撤せしむ、若様城主木下

木下恒産三氏備中守、浦富城主恒産、遠岐守の遺臣等皆命を奉  
つ遺臣命  
を争しし城を  
終す  
鬼ヶ城

因幡誌に曰く、鬼ヶ城 驛(八束郡若樺驛)の西  
の方よりあり、當城は天部若狹守といふ人の草  
創といひ、岡山城守といひ、子まむ相續十六  
代したる名家存ししと、然るに永保の頃、山城  
守卒去せらるる兄弟の子息遺跡を争ひ、家中一  
和せざりし處より、天正三年の春、尼子勝久、山中  
鹿之介等、押寄來り、鬼ヶ城を攻破りけり、向天  
部一迹、此の時、断絶せり、尼子勢入皆て、籠城  
す、時、同年の秋、吉川駿河守元春、私部の城を  
攻落し、直に當城に押掛り、令戦す、勝久無勢を

よして、防戦叶はず、城を去りて、但馬へ退く、其  
の跡、元春人数を入り置きて、播州の押へと  
せしむ、同六年、秀吉公播へ攻め入り、たまた  
ひ、一番に攻め取り、荒木平兵衛及木下常中を  
籠置、常中手遣の根城とす、たまたまなり、同九年  
鳥取落城し、一國秀吉公の有と成り、けむ、當  
城を居たり、又荒木へ下され、八束知頭二郡  
二萬石を拜領し、木下常中守と改む、然るに慶  
長五年、國東原の一乱に、備中守上方一味、た  
また因て、一迹、城をす、(互城二十年)  
若樺鬼ヶ城を主、木下常中守、奄賢六村上源氏  
よして、荒木新助勝元の子たり、享和二年、太丈と

稱す、父勝元ハ、徳仁文明の頃、河内國丹南郡の  
城主たり、永正大水の頃、將軍足利義晴ニ仕、  
シハ、近畿の朝敵を鎮め、武勲あり。天文年中、三  
好義賢の乱ニ戦死す。勝元弟村重ハ、摂津茨城  
城主ニシテ、素快武略あり。威園中ニ震ふ。天正  
六年十一月、村重ハ、信長ニ致し、伊丹の城ニ據  
ふ。同七年十月、城陥り、男、女、少長死す。者六百  
七十人ニ及り、重賢ハ、父死シテより、叔父村  
重ニ慕はれ、信長ニ仕、武力衆ニ勝れ、信長十  
勇士の一人たり。天正四年、羽柴秀吉、中國ニ進  
伐す。ヤ、重賢ハ、一面の將トシテ、播州三木城  
城主別所長治ニ攻陥す。天正五年、城厄吉情添

洞山城

田甚兵衛等と兵三千を率ゐ、穴倉及と越え、八  
束郡ニ入リ、若狹城守備青木某と戦ひ、之を取  
り、青木の吉川元壽の臣下なり。  
洞山城(巨濃郡赤井村)或ハ木山といひ、或ハ  
江伊山といふ。いづこガ是ナリト知らズ。  
大内眞顯記ニ、磯部ノ城ト号ス。是ナリ。部磯  
部在リ。向シテ城ナリ。ヤ、草創の特次し。是  
ナリ。永保元鬼の頃、廢地トナリ。處ニ山中、滋之  
乃、俣手より乱入して、一番ニ此の城ニ取上り、  
小屋掛して、近縣ニ乱妨シ、少向徑戻シケル。其  
程ナク、法美、龍山の城ニ草創シ、引移リ、其  
の後、天正の初、秀吉ニ書、園手遣ひ。特、赤井城

この垣屋藩守を入る置出、但川の繋ぎとせ  
らる。同八年、山名豊国、毛利を去心し、香芝云々、  
一味ありし事、就いて、京中一和ならす。豊国  
此より島取を退去ありしに、藤藝州より牛尾  
大藏、永内春重といふ武士を総大将として、  
島取、入場せしむ。時、山名の臣等相謀り、香  
芝方一味の城々を攻めんとす。其の時、香城、  
ハ牛尾を右将として押寄せ、大いに戦ひけり。  
が城中より射出し、矢を大將牛尾膝の節  
を射たす。射られ、働ならず。其の儘退き  
しが、其の疵重くして、牛尾終に死しり。今、同  
川村にあり。牛尾大藏、永内春重と号す。この

其の戦没の時、誌あり、其の明九年、香芝云々、  
國平均したす。播磨守、高郡一萬石下付れ。  
其のまゝ、高城に住す。其の子、源政守代り、関ヶ  
原一乱起り、石田一味方して、一途断絶せり。時  
は、慶長五年なり。父子二代在城二十年。其の後  
廃止とあり。播磨守は入道と号す。宗管と号し。  
文禄元年、病死す。墓は、高所定善寺門前とあ  
り。垣屋八幡と号す。是なり。此の墓、旧城の山  
下、宗管屋敷といふ所に在りしと云。先政、池田君  
の時、長臣池田如賀守、高所を領知し、其の邊に  
寺館を建てし。今、地を改葬す。源政守は  
高野山に於て自害しり。其の墓、髪を友卿



と送り宇治村の東利生山長寺の境内に  
とを葬り今其の誌残す。

因幡氏決記に曰く、免升武蔵守殿と国中の諸  
郡主と同一く、上方へ参陣し幕討の伺候せし  
にけり。内付(泉架)と内へ御怒情淺くお云  
ふ。此の度周東の御下向に望み御供申すにけり  
是申すく御供申上大段へ帰陣し、高田鎮撫  
使に補せらる。武勢を輝かし還らるにけり。高田  
の諸軍将一同に上られけり。且に敵味方  
別直、諸将死す及び出陣の態に沈み、因へ帰  
る人はおかりけり。武蔵守殿(げん)こそ、其  
の前見の根力明々として、執託すに處を撰ま

とけり。内へ攀龍鱗河鳳翼の勢忽ち忠責の恩  
を蒙り、衣錦の栄に誇らるにけり。誠や盛衰朝夕  
の幸、悲歎自他に異なり。此の世の有術も  
石測ちぬ。

同書に曰く、武蔵守殿と同日二十三日(九月)京都  
を立ちて、高田へ下り、若狭へ着きたまひ。此の  
瀬へ陣取所を即々下知を下し、国中の仕置  
を申し冷ひけり。因中法度を守り、狼籍攘の儀  
なく、万民静謐なるやうことの歎あり。因中よ  
とを聞か、郡々の農主ども、若狭へ群集す。事  
おいたし、街道を人の往来引せし切らず。我  
と一と露出目見えとぞ逐げぬ。武蔵守殿

と此の度の軍志に依り、高田を以て内を治め  
るべきやと又思はんけまが、即ちしも一段  
念増たし詞うて、気色喜しく進ひたすふま  
ども乱国の中といひ、亀井殿元より田中の小  
及なりしは、国人の思ひ海のことしやと、殊  
の外武威を振ひ、軍卒ども我情をなし、あた  
るをばらつて見えよけし、無礼に近付く百姓ど  
もをばらつて、村々つ者を追立荒けし事甚だ  
しけれむ、国民防れおのしく事斜らに下々  
ども端端うと、狼籍乱妨しけれども、道筋の村  
民共は家を明けて逃匿せけり、其の特武蔵守  
殿村所より、別札を出さるけり、倘若榎城内

へ快を立、早々城を明渡すや、其の類あり、城内  
にも備中守留守居の者主人切腹の儀遣し、内  
屈しおとられ、異儀に及ぶまらざり、城内  
内□之助久保田一郎兵衛、伴の何某など云ふ  
者同心得候とて、妻子をつれ城を出て、散々  
追きけり、則ち城を番人を残し、嚴しく守らせ、若  
様を立て、武蔵守殿島取をさして急がたまふ  
実、人間の世の盛衰定む下し、亀井殿の功名  
時、叶ひ感勢田中を惣らし、派卒等写具花や  
々々出さる見えまされ、  
圖書と同く、巨隈郡浦佐の城より、垣屋徳政守  
家来者共、少々留守を仕て居たりけり、又徳



り、木下備中守は上方の一味なりしゆが、諸士  
卒は、若し攻めらるる事と云ふんと、内々用心  
を配へたる。武蔵守は、使者を以て、さして此の  
度の事、何とも笑止と存ず、只速に城を明渡さ  
し、こそ肝要なると、申送らざりければ、皆々安  
堵して、思ひこゝまに退きけり。武蔵守いよし  
天正の頃、は尼ふの鞆下りて、毛利氏の為め、  
鬼ヶ城に退ひ籠めり。力及ばずして、勝久幸  
盛、洞等と夜ふしぎれて、氷の山を越えて、出  
奔せらるけり。今ハこれより引替へて、物具奇  
麗を盡し、同じ氷の山を越えて、同じ鬼ヶ城  
の麓に陣所を据え、威風堂々あり、と拵ふあ

りさ、ゆゑ、實に盛衰ある世なりと、人々竊  
に評しあへり。此の時、武蔵守ハ、岸野の百姓  
依吉といふを呼び、せし、我こそ勝久殿の代  
ひて、鬼ヶ城を立退きし時、湯原、道景の馳  
ましたるは、今も忘れずとて、褒美の銀と彩多  
取らせり。たれハ、依吉ハ、大に面目を施した  
り

若狭町は、瀬江ノ瀬、此ノ瀬ハ、現今の市街地より  
約三丁の東南より、八束川の旧城山、突出  
ありと、ところの辺なり。  
隆川正伝、踏査傳見、誌より、白く、島取書、南ノ邊、長  
五年、周原の合戦果て、後同十月、滋野城主、龜井

武蔵守は関東の命を辱じて当國、帰凍せし  
と、國中を鎮撫せらざらんが爲、上吉方村、宿  
陳ありて、此處が家と車陣と定め云々、とあり  
梅下丁、上吉方村の道祖神を曲りて、一車橋  
の方、行く向の左右を見よ、此の陣所のお  
りし、のいま其の南側の入ごみ、あり、迎とお  
ぼえたり、鳥討志、老、於、は、鳥取市の南端、  
東を、<sup>幸</sup>、<sup>川</sup>、といふ、吉方一本橋より、鳥取城山の  
麓まで、約十九丁あり、と見ゆ。

先部氏の遺臣  
鳥取城に於て  
此の事

独鳥取城主先部元房の遺臣城を守りて、降らざ  
る、鉅援を但馬竹田城主赤松左兵衛尉廣英、求  
め、兵を令せて、山とを攻む、市民兵變り、死する者

あり、既にして、邑美郡の人、田中某と遣して、説け  
て降させしむ、因、約、金、く、平、く、十、二、月、辰、鉅、伏、見、と、抵  
り、復命、未、宋、來、居、鉅、が、西、軍、に、左、祖、せ、し、赤、松、廣、英  
と、恨、カ、レ、兵、を、以、て、鳥、取、城、を、定、め、し、と、憚、け、ず、廣  
英、が、火、を、放、ち、て、兵、を、民、衆、に、及、ぼ、し、と、責、め、て、  
死、之、賜、ひ、茲、鉅、の、僅、に、萬、草、一、郡、に、万、四、千、石、百  
石、を、賜、り、前、に、通、し、し、券、万、八、千、石、を、食、む、

鳥取城

因幡誌に曰く、鳥取城邑美郡鳥取村に在り  
久松山と号す、草創、ハ、天文十四年、今、當時、因  
の、屋、形、山、各、左、馬、今、誠、迫、萬、草、郡、布、施、在、城、の、特  
郭、外、第一、の、附、候、と、し、て、山、と、築、う、れ、け、り、と  
記、堀、長、ハ、長、臣、武、田、墨、前、守、が、衆、人、田、原、某、と、聞

えたり。中明九年(天正)毛利家より一旗吉川氏  
部少輔隆家を城代として、鳥取へ入城せしむ。  
秀吉は是を聞て、再び東伐あり。鳥城より山名  
の老臣森下出羽入道道流、中村大炊守等を初  
めとして國持數多、籠城す。兵士令せて五千余  
人、百姓所人男女二千余、都令て千人と聞え  
たり。秀吉は出立を改めたまふ。其の勢也萬余  
騎、猶麻竹葦し物のけはみ、お困んじ、兵糧の道路  
を絶つ。既して七月より十月に至りて、城中糧竭  
て甚患困なり。爰に於て、大將屋家和議を秀吉  
に乞ひて、諸軍士を代り、命を致して城中の死  
を救へり。其の賢將と謂ふべし。其の特殉死三

人又森下中村二人は、臣として其の君を追放  
す。其の罪大辟を當れり。とて、秀吉は命じて自  
殺せしめられり。既<sup>落城</sup>し、一國平均したり  
けれど、鳥城は宮部善祥坊に賜り、五万石を領  
知す。其の時山上に真教寺山下に西宗寺など  
云ふ寺々ありしを、郭外に條せして所々路を  
改造す。其の子兵部少輔<sup>の時</sup>慶長五年、周ヶ原の一  
乱に、二心及度し、石田と與して、威亡す。父子左  
城二十年たり。

因幡民談記に曰く、去程に龜井武藏守殿は鳥  
取の城下近辺上り方陣と居居、庄家が衆を  
率陣とし、櫓を高くかゝせ、これより昇りて、鳥取



事アリ、此の度石田と力として、上方清将の命  
を請ひ小野木道敷之物、山本大和寺山崎大馬  
元と一味して、田川出齋の篁よりこぼし、丹後田  
辺の城を攻められけり、波の城坂半肉、余  
高尾の責最悪く我が城、引入る勢居して居  
られけり折節、なんが先使を立て、左兵衛尉  
を呼び寄せ、高城難儀の事よすが、面勢として  
押漬すべしとて、領て使を送りけり、其の状、  
曰く

態令登達候具、後ハ東石相澤候へ付、互ハ石中  
通候、然ハ此度天下乱送不能、左右事候、貴方御  
事上方御味方御一味之儀、御一家安否無御心

元存候拙者儀、内討云御供供、同東下向之儀  
忠義之操、罷成、常国仕置等可申附之旨上意  
ありて、去り二十七日、令下着候、就其常国未及申  
均候内、御考陣候者、令相詰、御忠義も成申候  
儀、可令計策候間、早々御越国可然被存候、為其  
些、使孔申入候、委細使者以上申合候、恐惶謹言  
九月晦日  
亀井武藏守

左兵衛尉殿

左兵衛尉殿、去儀を得て大いに悦び、御心入最  
く存候、一身の安否之儀、兎角貴方頼入候、早々  
可令考陣旨返簡、及むれけり、武藏守殿、満  
是せられ、此の人の考肩を待ち候、し、斯く



庄拒空部  
の四庄用物  
と捕へて之と  
斬る

と城内退城の儀おらへて事行かざらんが武蔵  
守殿は毎日矢倉の上へ鳥取を見おろし、如何  
すべしかと思ひけし處へ、若狹にあり旅人  
と見えたる者、股引脚車して菅笠を傾け、忍び  
て通る体なれば、此の者何様やしきと、捕へ  
向へと有りしかば、若童ども追掛け捕へて、是  
を尋ねしに擬議して分明の迄事なせむと、さ  
ては不思議の者ぞとて、推問し及びけし程に  
陳ずるに道なくして、有の儘にいひけきか、や  
かて戒め置き、強く向まけしに一言の事をい  
はざ是に、兵部少輔殿身近く仕はれし田中  
九助と云ふ侍あり、上方此の度の振子身の落

え原中一磨  
屋を斬る

看当城の事とも懇ろに言合め、城内泉老共の  
所へ云ひ送られけし向、下々又真似て下りけ  
しに、今少しの向りて城下へ下り看ずして捕  
へられけしに、其の不運なれば、其の日の昏り道暗  
谷へ引き寄せし首を削られけし、不便といふ  
し余りあり、又濃野所へ密屋あり、所の禰波を  
しけしに、奉云人々如く武蔵守殿前へし出ま  
けり、此の者望を神うたから、よろめきて出来  
し、武蔵守殿格より見おろし、此の鹿野の密  
屋め所、陣中の見舞に來るは、是迄へ上迄と  
有りけしに、此の者此の外酒を酔ひ申しけし  
は、我等が聲鳥取の所へ罷在候と、鳥取へ

幸出来り候と承り心元何く見舞ひの参り、以  
の外酒を冷ご候是に依て、殿より御見舞の参  
上仕候と申上けり、武蔵守殿仰せけり、島取  
りては、城内の者いれ、探の覚悟といふじと伺  
ひたまへ、は、籠城の分別に極め居り申候何と  
攻め給ふしと落し難しと申候、其の御心得お  
まごしと申しりれば、武蔵守気色を損じ、若黨  
まひひ付り引き行けよと、頭て此の者をも  
殺したまひけり、此の時用瀬の城主磯部兵部  
大輔は、病氣に依り上方の軍より上らざり  
けり、が、亀井殿下着を聞きて、見舞として來ら  
んけり、子息兩人を、亀井殿烏帽子兒として、親し

き間あり、けしむ、身の安否を申し頼まれけり、是  
に依り磯部を以て、城中へ坂を入り、早々城を  
用ひ渡し候へり、再び向登り及びけり、此の城  
内にも覚悟を定めて、城へ取懸り、さむ、一合戦  
し、其の上より退くとも難し、南布衣て退り  
ん、に惜し事ありとて、城門を固め、用心散り  
く、鎧もつたつて居り、けり、磯部又さむいひ  
入り、さむ居り上下を高し、欄干橋より來り、葉  
内したりけり、は、多賀三郎兵衛六具を固めて  
出申し、は、城内何色も皆断の如く候と  
て、門を開き出で、は、磯部も手切の頼を番  
ひかへらむけり、武蔵守此の上へ取懸り、は、踏

讀すやきすを極めらるけり、さる程に赤松丸  
赤井村に巨塚口より登陣せらる、下口に陳取  
免井版の下知を待たれけり、武藏守より使者  
を立てらる、同圖を定め、十月五日ひたしく  
と取懸らる、城下の地下人でも、此の向強動し  
て、縁を求めて、在々山家あり、退く者あり、  
或は他國へ行くもあり、また別の事も有さま  
じとて、油断して事なく居り者も多かり、  
されが、俄又周章狼狽し、城中へうかば、子と  
追ひせ、房と引連れ、家財を捨て、さまよひけり  
俵目もあり、さるに、有探り、武藏守胸を、塩漬  
大空湯木、多相主水など、と頼として、手別を

なし、大目が石の上へ人数を上り、鉄砲を打懸  
く、城内にも鉄砲を出し、天主の元へあかり  
お令いけり、が、奇手次第攻めよせ、勢を配  
り、所崩、推入し、けれが、出張けり、城内の勢、若  
城内へ籠りけり、赤松勢は湯所より攻め入  
り、町屋へひたし、と堀込けり、此の口、七松  
の丸、勢を上り、城内より鉄砲を打懸けり、  
が、奇手事とし、せ、所を推破し、けり、家内  
は、大かた人も、けり、けれども、或は家内の身  
室を捨て、うね、おくれ、馳せ、城へ入る、とせ  
し者、奇手の先勢、又出令、城へ入り、と立て、追  
うけ、うね、殺さる、その、具の、教を、知らず、魚屋

七友京内河屋の源兵衛百といふ者ぞし追懸  
けらる。皆手の下を殺さざり。此の外疵を被  
り、或る半死申<sup>生</sup>の者汲りてし一向宗何寺と  
うやいの寺の住持も出家の事なれば、寺を  
かふひ成たりせば、軍兵狼籍もあらずし、  
此の住持宮部家と別して懇意他を異なりし  
ゆゑ、其の深義を思ひ、其の上武勇を逞くせし  
人なれば、城を籠り、籠城の軍兵をみつづくと  
て、毒世をばえ、城に入り、其の身は末寺に残  
り、六具を固め、長刀と杖をつき、城へのらくと  
心づけ、しづく<sup>と</sup>退りけり。夏を軍勢ともあ  
まを見付け、通すまじとて、追ひ懸けけり。心

得たといふ儘、長刀を執直し切はらひ、  
侍三人慕ひあつ、籠を以て突き懸かす。さんど  
し事としせ、お退り人とし、はりけり。運のつ  
きうや、先の詰りたる所、突の山路を推詰りら  
れ、退くべきやうあらざして、其の儘に突詰り  
らる。討たれり。両方の軍勢所家、乱入せし  
時、余も手荒く攻め入り、端々より火を懸け  
、しゆゑ、其の儘に後を焼き、けり。煙の下よ  
り、園を揚げ、雲をけり。中々冷しき寺城内に  
籠り、難人余皆肝を消すげり。城内にも  
人数賦をしく、口々を堅めけり。山上の本丸を  
むし肥一丸、吹三丸、内山と圍む。十神に